

(第一類 第一号)

第五回 衆議院 内閣委員会 議事録 第十九号

(四〇七)

昭和二十四年五月十二日(木曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事池田正之輔君

理事小川原政信君 理事吉田吉太郎君

理事坂本 泰良君 理事有田 喜一君

理事木村 榮君 理事鈴木 幹雄君

江花 静君 尾関 義一君

佐藤 榮作君 高橋 英吉君

丹羽 彪吉君 根本龍太郎君

柳澤 義男君 山本 久雄君

成田 知巳君 徳田 球一君

小林 信一君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

農林大臣 森 幸太郎君

商工大臣 稻垣平太郎君

運輸大臣 大屋 晋三君

通信大臣 小澤佐重喜君

労働大臣 鈴木 正文君

建設大臣 益谷 秀次君

國務大臣 青木 幸義君

國務大臣 木村小左衛門君

國務大臣 本多 市郎君

國務大臣 山口喜久一郎君

出席政府委員

内閣官房長官 増田甲子七君

内閣官房次長 郡 祐一君

中央経済調査 田中已代治君

行政管理局長 佐藤 功君

理部第一課長 佐藤 功君

總理事務官 佐藤 功君

(総務局長) 山本 高行君
商工事務官

委員外の出席者

労働事務官 富樫 總一君

衆議院法制局参事 三浦 義男君

専門員 島村川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月十一日

行政機関職員定員法案(内閣提出第

一九六号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

食料品配給公團廃止反対に関する陳

情書(全國味噌製造業者大会北海道

代表福山基之助外四十五名)(第四

五三三号)

都道府県衛生部存置の陳情書(愛知

縣美容師連合会長青木伸夫)(第四

七三三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

内閣法の一部を改正する法律案(内

閣提出第四六号)

國立世論調査所設置法案(内閣提出

第四八号)

郵政省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第五四号)

電氣通信省設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五五号)

國家行政組織法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五六号)

經濟安定本部設置法案(内閣提出第

八四号)

労働省設置法案(内閣提出第八五号)

運輸省設置法案(内閣提出第八八号)

通商産業省設置法案(内閣提出第八

九号)

郵政省設置法及び電氣通信省設置法

の施行に伴う関係法令の整理に関す

る法律案(内閣提出第九〇号)

農林省設置法案(内閣提出第一二八

号)

農林省設置法の施行に伴う関係法令

の整理に関する法律案(内閣提出第

一二九号)

國家行政組織法の施行に伴う労働関

係法律の整理に関する法律案(内閣

提出第一五三三号)

通商産業省設置法の施行に伴う関係

法令の整理等に関する法律案(内閣

提出第一六四四号)

經濟調査法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一七五五号)

行政機関職員定員法案(内閣提出第

一九六号)

○齋藤委員長 これから会議を開きま

す。

会議に入ります前に御報告をしてお

きたいことがあります。昨十一日に委

員の鈴木義男君が辞任せられまして、そ

の補欠として成田知巳君が議長の名指

で委員に補欠選任されました。その

ことを御報告いたしておきます。

○齋藤委員長 本日はまず昨日付託と

なりました行政機関職員定員法案につ

いて政府の提案理由の説明を求めまし

て、それから質疑に入りたいと思いま

す。これより順次大臣の来られました

議案より質問に入りたいと存じます。

○成田委員 議事進行について……

ただいま定員法について政府の提案理

由の説明を求め、これを終りまして質

疑に入ると仰せられたのであります

が、この問題は御承知のように非常に

重要法案ですから、最近労組法、労働

法の改正につきましても法案の重要性

にかんがみて、本会議で政府の提案理

由の説明を聞きまして、一般質問に入

った例もございますから、この問題の

重要性にかんがみて、ぜひともひとつ

本会議で政府の提案理由の説明をして

いただき、これに対して質問し、それ

を終りましたあと、委員会での質問に

入りたい、そう考えますので、お諮り

したいと思います。

○齋藤委員長 国会法の第五十六條二

にこいう規定があります。「各議院

に発議又は提出された議案につき、議

院運営委員会が特にその必要を認めた

場合は、議院の会議において、その議

案の趣旨の説明を聴取することができ

る。」こいう規定があります。これは

は議院運営委員会がきめなくちやなら

ぬので、この会議できめることはでき

ませんから、この旨を議院運営委員会

の方に報告いたします。かように御了

承願つてよろしいのであります。

○成田委員 ただいまの委員長のお話

の通り、委員長から議院運営委員会

の方に申出をお願いしたいと思いま

す。それから、もう一つは、この問題は

國家公務員法との関係が非常に深いと思

いますので、ぜひとも本委員会と人事

委員会との合同審査をやつていただ

きたいという希望を持っております。

○齋藤委員長 これは人事委員会の方

からこいう趣旨で申出があればこの

委員会に諮りますが、この委員会から

人事委員会に持ちかけて行くことはで

きないのであります。

○成田委員 人事委員会の方から申出

がありましたならば、ぜひ合同審査会

をやるようにおとりはからい願いた

いと思ひます。

○木村(榮)委員 ただいまの成田委員

からの申出に關連いたしまして、た

だいまの成田君の提案を本委員会とし

て承認していただきたかと思ひま

す。ただ委員長から申入れるという

だけでなく、本委員会においてその

を全会一致承認したということにし

ておいていただきたかと思ひます。

○齋藤委員長 速記をとめてくださ

い。

〔速記中止〕

○齋藤委員長 速記を始めてくださ

い。

それでは政府の提案理由の説明を求

めます。本多國務大臣。

行政機関職員定員法案

行政機関職員定員法

(定義)

第一條 この法律において「行政機

関」とは、總理府、法務府、各府、

經濟安定本部及びこれらの外局を

いい、「職員」とは、附則第四項

及び第六項から第十項までに規定

する場合を除き、行政機関に常時

十日から、中央更生保護委員会に
関する部分については、同年七月
一日から、施行する。

2 法務府の本部の定員は、昭和二
十四年六月三十日までの間は、第
二條第一項の規定にかかわらず、
四万八千八百五十四人とする。

3 各行政機関の職員は、その数が
昭和二十四年十月一日において、
第二條に規定する定員をこえない
ように、同年九月三十日までの間
に逐次整理されるものとし、それ
までの間は、同條の定員をこえる
員数の職員は、定員の外にあるも
のとする。

4 地方自治法（昭和二十二年法律
第六十七号）附則第八條に規定す
る都道府縣の職員（雇傭人を含
む。）の定員は、同法に基く政令
の定めるところによるものとし、
当該職員については、前項の規定
を準用する。

5 國家公務員法第八十九條から第
九十二條までの規定は、前二項の
規定により降任され、又は免職さ
れた職員については、適用しな
い。

6 日本郵政公社の職員は、その
数が昭和二十四年十月一日におい
て、三万八千四百十四人をこえない
ように、同年九月三十日までの間
に、逐次整理されるものとする。

7 日本國有鐵道の職員は、その
数が昭和二十四年十月一日におい
て、五十万六千七百三十四人をこ
えないように、同年九月三十日ま
での間に、逐次整理されるものと
する。

8 日本郵政公社及び日本國有鐵道

の總裁は、前二項の規定による整
理を実施する場合においては、そ
の職員をその意に反して降職し、
又は免職することが出来る。

9 公共企業体労働関係法（昭和二
十三年法律第二百五十七号）第八
條第二項及び第九條の規定は、
前三項の場合には、適用しない。

10 日本郵政公社法（昭和二十三年
法律第二百五十五号）第十七條の
二の規定は、第六項の規定による
整理により退職する日本郵政公社
の職員については、適用しない。

11 第三項、第四項、第六項及び第
七項の規定による整理により退職
する者に対して支給する退職手当
については、昭和二十四年度予算
の範囲内において、恩給法（大正
十二年法律第四十八号）、國家公
務員共済組合法（昭和二十三年法
律第六十九号）及び労働基準法等
の施行に伴う政府職員に係る給與
の應給措置に関する法律（昭和二
十二年法律第六十七号）に基く
給與その他の給付との関係を考慮
して、政令で定める。

12 未帰還職員に関する取扱につ
いては、なお従前の例による。日本
郵政公社及び日本國有鐵道の未帰
還職員に関する取扱も、これに準
ずるものとする。

13 國家行政組織に関する法律の制
定施行までの暫定措置に関する法
律（昭和二十三年法律第三十号）
及び行政機関に置かれる職員の定
員の設置又は増加の暫定措置等に
関する法律（昭和二十三年法律第
二百四十七号）は、廃止する。

○本多國務大臣 たいだいま提案になり
ました行政機関職員定員法案の提案理
由について御説明いたします。

御承知のごとく、國家行政組織法が
施行になりますと、これに基づき各省
廳の組織及び定員を法律で定めること
となるのであります。政府はこの機
会を絶好の機会として、行政機構の簡
素化と職員の縮減とを行い、多年の懸
案であり、かつ國民の輿論でもありま
すところの行政整理を断行せんことを
期し、各省各廳の設置法案はすでに御
審議をお進め願つてゐるのであります
が、ここにこの行政機関職員定員法案
を提出した次第であります。

すなわち、この法律は、國家行政組
織法に基く各行政機関すなわち内閣の
統轄のもとにおきます總理府、法務
府、各省及び經濟安定本部の職員の定
員を定め、政府はここに定められまし
た定員の数にまで、職員の数を本年六
月一日から九月三十日までの間に
逐次整理するものとし、これに必要
な事項を定めたものであります。以下
その大要について御説明いたします。

まず行政機関の職員の定員の定め方
であります。この法律は、本府また
は本省と外局とを区別いたしまして、
そのおの／＼に置かれる職員の總定員
を定めております。しかして、これら
の行政機関の内部部局、地方支分部局
及び附屬機關別の定数は、右のおの
の總定員の範圍内、各大臣が行政事
務の実地に應ずるよう適切に定めるこ
とをいたしております。

予算定員に対し、一般會計三割減、特
別會計二割減を目途とし、これに各省
各廳の事務の事情を詳細に勘案して、
最も合理的な数に決定したのでありま
す。

その新定員決定の基礎につきまして
は、それ／＼主官大臣から御説明をい
たすこととなりますが、その總計にお
いては、八十七万二千二百七十九人とな
り、これを旧定員に比較いたしますと、
本年度予算において認められた新
増員を含めて、約二十四万人の減員
となり、これにより現実に退職する職
員の数は、約十七万人前後となる予定
であります。

以上の整理に際し必要な事項は、附
則の各項に定められてゐるのでありま
すが、その主要な点は次の通りであり
ます。

まず地方自治法附則第八條の規定に
基き、都道府縣に勤務してあります政
府職員の新定員は、地方自治法の建前
から、地方自治法施行規定で定めるこ
とが適當でありますので、同施行規程
の定めるところに譲り、その新定員を
越える職員の整理については、一般政
府職員と同じに取扱ふことにいたしま
した。

次に御承知のごとく、國家公務員法
は、職員に対してその意に反して免職
せしめる等不利益な処分を行つた場合
には、その職員は人事院に対し、その
審査を請求することが出来る旨の規定
を設けてゐるのであります。が、今次の
整理を円滑に行います上には、この審
査請求に関する規定は適用しないもの
とする必要があるものであります。

次は、日本郵政公社及び日本國有鐵
道の職員の整理に關してであります。

御承知のごとく、本年、六月一日より
右の両公共企業体が發足することとな
るのであります。大藏省及び運輸省
の職員の相当部分が、右の両公共企業
体に移管されることとなるのでありま
すが、この職員についても、整理を行
う必要があり、特にその定員
を定め、一般政府職員の整理と同様の
方法で整理することといたしました。

しかしてこの場合、公共企業体労働
関係法により、職員の免職等の
事項は団体交渉の対象とし、これに關
し労働協約を締結することを妨げない
こととするものと、これに關する苦
情は苦情処理共同調整會議が解決する
ことと定められてゐるのであります。
が、この規定も今次の行政整理には適
用しないことといたしました。

最後に、今次の行政整理により退職
する職員については、その退職後の生
活を保護するため、十分なる退職手当
を支給すべきことはもちろんであり、
政府は他の失業対策とともに、この問
題についても深甚なる考慮を拂つてお
ります。しかし現下のわが國の經濟、
財政状況のもとにおきまして、退職手
当の金額につきましても、本年度の均
衡予算のもとで決定しなければならぬ
こともまた認めざるを得ないのであり
ます。よつてこの法律は、附則第十一
項におきまして、退職手当についての
決本方針を定め、その具体的規定は政
令に譲つてゐるのであります。

以上がこの法律案の内容の大要であ
りまして、政府は確固たる決意のもと
に今次の行政整理を行い、もつて現下
のわが國力に相應する適正なる行政機
構を定め、この新たな規模のもとに
おきまして、能率的なる行政事務の遂

行に万遺憾なきを期したいと考えております。何とぞ政府のこの決意を了とせられ、慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことを希望いたします。

○木村(衆)委員 ただいまの木村大臣の説明を聞きまして、従つてその結果われ／＼といたしました。各主管大臣の定員法に對しての具体的な説明を各省別あるいは外局別、これを求めたいと思ふ。というのは今の提案理由の説明の中にも、各主管大臣から所掌事務の範囲については、具体的に説明するという話を本多さん自身が言つておられます。むろん当然のことであつて、これは今まあ、聞きおくだけの話であります。各省別、外局別、それから具体的な所掌事務の範囲、そういうものを含めて説明をしてもらいたい。政府が現に言明されたからそのことをさつそく実行してもらいたいと思ひます。

○齋藤委員 今大臣は参ります。○成田委員 ただいまの木村委員の議事進行に關連しまして、私も一言いたしたいと思ひます。ただいま本多國務大臣の説明によりますと、今度の昭和二十四年度の予算で、大体予算措置として非現業三割、現業二割というわけで行政整理をやるといふ予算ができておる。それに対する法的裏づけとしてこの定員法が出されたように承つておるのであります。しかしながらこの定員法が委員會有るいは本会議の審議で変更があつた場合に、予算措置と抵触することになる。一應政府として予算できめたものを、さらに同一会期中に定員法を出したために、そこに矛盾を來した。抵触を來したということになりますと、

どういふ御処置になるか。考えようによつてはこの定員法をあとから出しますことが、すでに違法であるという感じがするのであります。それについての御見解を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 予算のきまつたあとにこの定員法を出す結果、予算との食い違ひを生じやしないかという御意見であると思ひます。この程度のことであれば予算の調整において処理し得るという見通し、確信をもつて出しておるのであります。

○成田委員 すでに予算で大体のわくをきめて、行政整理のわくを持つておつた。それに対して一應政府の方針はきまつておるのだ。それを同一会期中にさらに定員法を出しまして、行政整理の實際的な、具体的な取扱いがきまるわけですから、そのとき必ず予算できめたものを定員法の審議のいかんによつては破ることになる。調整という問題でなしに、趣旨から行きまして、予算できまつたものを、定員法でやるということになるから、同じ会期中に政府は二つの意思をもつて國會に臨んだといふことに結果においてなりはしないか。そこをお尋ねしておるのであります。

○増田政府委員 成田さんにお答え申し上げます。予算は議決されておるとは御承知の通りであります。予算は見積書でございまして、またあれ以上支出をしてはならぬという責任が政府に課されておる、こういうわけでございます。その範囲内で節約をするといふことは、事務費についても、あるいは事業費についてもなきにしもあらずでございます。そこで人件費につきましても同様でございまして、実行

予算において節約することもあるといふことは、これは一般行政整理をした場合でもあり得ることでありまして、それから行政整理というものは、この内閣の興業である民自党のかねてからの政策でございまして、一應この間予算を出すときは、荒ごなしに見積書として二十三万何千の人を減らすという意味で出しております。今度は二十四万ばかりになりまして、数は多少ふえますが、要するにそれだけは節約できるといふようなことに、予算措置としては相なるわけでございます。予算を議決された皆様の御意思にもとるということは、決して考へてもないわけでございます。

○徳田委員 議事進行に關して今の増田官房長官の答弁にもう一つ二つ質問したいと思ひます。官房長官は予算は見積書であるから、見積書は実行するときはどうでもよいやないかといふ前提に立つておる。しかし予算にはちゃんと予算定員というものがあつて、これだけの定員でこれだけのことをやるんだといふことは、ちゃんときまつておる。予算定員といふものはこれは動かすことのできないものだ。予算がきまつた以上は上げたり下げたりいかにげんにははいかぬ。これだけの仕事をやるのに、これだけのことをやつて、これだけの法律を執行するといふことは國會がきめるのであつて、政府がきめるのではない。國會の意思なんだ。諸君は國會の意思に従わなければならない。いかにげんなことをすることはならない。ならないからこの予算を決定するものであつて、決定したらあとは政府がかつてにするなんて政府は独裁的じゃないか。そ

う専制的な制度は許されない。天皇制の場合はどうであつたか知らぬけれども、そういうときにこの法律、この定員法によると、よけい首切られることになつておる。ことに通信省のときは、三万何千しか首切れないはずのものが、これだと大体八万幾らになる。こういうものはべらぼうなものであつて、ひどいものである。ところがこの定員法によると、今度は上の方はふえる、課長だとか局長だとかなんといふ、くだらぬものがふえる。そんなものこそ整理すべきものだ。悪いことをする機會の多いもの、そういうものをうんとふやしてある、ふえるようにできている。そういうものをふやして

おいて、下の方はどん／＼首切る。これは予算定員以外はどう／＼首切る。そんな法はあるものじゃない。同一会期中に同一の事項に對して二度國會の意見をきめるということはできない。一べん決定したものに對してはこれを二度やることはできない。そうすれば再び予算を審議し直さなければならぬ。そういうことはできない。ことにこれに對してすでに問題になつてい

る通り、予算と予算に關連する法律に對しては、並行審議をするといふことになつておる。少くとも審査をしてこれを前に決定してからやるべきなんだ。諸君はこういうことに對して、内閣を去年組織してから、こういうことをやる／＼と言つて、ちよつともやりはしなかつたじやないか。いいかげんなことはかりしてゐる。こういうことを、半年以上もたつてから、今になつて問題にすべきではない。こういうものはすでに昨年中にきまつておつて、きまつたものに基いて予算を立つ

べきである。そういうことを、予算を出しておきながら、いやこれは見積りだから、かつてになるのだ、実行予算はどうにでもなるのだ。そんな憲法の考へ方はない。だからこれを提出することに對して、すでに憲法違反であるわれ／＼は認める。だからこれは議院運営委員會で一べん審議し直して、これが憲法違反であるかどうかを争つて、これを本會議できめた後にこそ、委員會にかかるとすべきで、その前に委員會にかかるとすべきではないと私は信ずる。従つて本日は委員會はこれにて散會し、議院運営委員會をやつた後に委員會を開會するといふ動議を提出いたします。

○高橋(美)委員 私あとから來たので全貌はわからないのですが、今徳田君のお話を聞いてみると、これはどうもわかり切つた議論が複雑化しておるのじやないかと思ひます。予算のときは、あの予算を提出しなければならぬ段階であるからあつていふ予算を提出したのであり、今日は定員法を提出しなければならぬ段階になつたからこれを出したのであつて、それがために予算の補正をしなればならぬことになれば、また將來予算の補正をせられるのだから、簡単なことじやないか。ただ一事不再議という問題がはたして憲法違反となるか、ならないかという問題はありませんけれども、ただこれはおそろしく通説の掃蕩するところ、憲法違反にはならないと思ひます。あの際はいふ必要があつてあの予算案を出され、今日はこの定員法を出される必要があつて出されたのだから、その間に何も矛盾はない。簡単な問題だと思ひます。

○齋藤委員長 徳田君の議事進行に關する發言は、この議事を中止しようといふのですか。

○徳田委員 そうです。中止する前に意見を聞くのです。

○増田政府委員 徳田君にお答え申し上げます。結局定員法という法案を今出して、皆さんの御審議を願つておるわけでありまして、われ／＼は定員法によらずに、予算を上げたり下げたりは決していたしません。それからまた予算に影響があるようなことでもありません。これは高橋委員もおつしやつたように、予算補正なり何なりをいたすべきものであります。予算の範圍内において、この定員法であるの予算を執行したい。しかも予算の御議決のときには大体説明いたしましては、政府においては行政整理を断行するつもりである、現委員は二割、非現委員は三割という、今本多國務大臣の要旨説明の際に述べられたことは、予算議決の際も、予算委員会等においてる申し上げまして、議決を願つたのであります。それから半歳ばかり遅れましたのは、具体的に妥当な行政整理をいたしたために、今日まで本多國務大臣が非常なる勉強をされて、最もつばだとして確信する行政整理案を提出した次第でございますから、どうぞすみやかに御議決あらんことを、ひとえに懇請いたします。

○徳田委員 動議を提出いたします。これは議院運営委員会、これを提出することが適法であるかどうかということに対して論議を盡して、しかる後にこれが適法であるといへば、これは委員会にかけべきだ。適法でないといふなら、委員会にかけないのはむだ

でありますから、これが先議すべき性質のものである。これを議院運営委員会におきまして先議して、しかる後にこの委員会にかけようと思ふのであります。それゆゑに本日はこれを論議することをやめて、この議院運営委員会の決定を待ち、本会議でこれが適法不適法に対して決定した後にこれを審議せられんことを望みます。それゆゑに本日はこれで審議を打切るといふことの動議を提出するものであります。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立少数。よつて否決されました。議事を進行いたします。

○本村(衆)委員 そこで、まずもつて問題をもとに戻し、各省別の設置法案があるから、それにつとつて、これを各省別に主管大臣の説明を聞き、それに基いてわれ／＼は質問する、こういうふうな進行方法にしたいと思ひます。

○齋藤委員長 今各大臣来ておりますから、だん／＼やります。第一に通信大臣より所管の定員について説明を求めます。

○本村(衆)委員 そのことについて、この間から私はこの裏づけとなる各省別の詳細な資料を出すことを要求して、それが採択になつておる。だからそれを出さなければ、何も出さないで、から手形で説明だなんて、そんなことがあるか。何のために政府ができておるか。そのくらのものはちゃんと並べてやらなければならぬ。

○小澤國務大臣 定員法に關して通信省關係の件を説明せよというお話でありまして、その内容につきましては、昨日木村君にはつきり数字を示して答弁をいたしました。あれ以外に御質問の趣旨があれば、具体的に示して御質問願へれば何でもお答えいたします。

○本村(衆)委員 それはきのう通信大臣と大分やつたのです。それは認めて、そこできょう問題が具体的に展開いたしました。ただいま本多國務大臣が説明の中に言われたように、それぞれの問題については各主管大臣からやるといふことになつてゐる。だから、きのうあなたが言われてゐるのは、ここに書いてあるだけの話であつて、別に問題にするに足らぬ。ここに本省關係何とかが、電波應何とかが、航空保安應何とかが、こう書いてあるだけではわからない。それ以上の内容にわたつてやるのが具体的説明というものであつて、今あなたのおつしやるようなものは、別に説明を求めなくても、これを見ればわかる。たとえば電波應において三千八百二人と書いてあるが、この内容はどうか、こういうものの説明が裏づけにならなければならぬ。このことを本多さんが、各主管の問題については具体的に説明するといふお話であつたから、これを一々やつてもならなければならぬ。

○小澤國務大臣 木村君の質問の趣旨ははつきりいたしませんけれども、思ふに木村君の言ふのは、電波應の何部、何局に何人、あるいは何係に何人というふうな数字を示せという趣旨だと承りますが、そういうことは、すでに今審査してゐる各省設置法の通過後

でなければ、課以下はどうであるかといふことは、大臣が省令で定めることになつておりますから、従つてこの法案を審議してもらつたのでなければ、課を幾ら設けるか、係を幾つ設けるかといふことは、はつきりいたしませんので、従つてそれに対する数字といふようなことは言えません。

○本村(衆)委員 だからそれを各省別に説明してもらつて、これから私たちが質問するのです。しかもその具体的な説明がないと、私たちも質問ができない、それで質問を保留してゐるので

○徳田委員 小澤大臣に一つ質問したいのですが、一体本省は幾ら、電波應は幾ら、それから航空保安應は幾らというものの、これだけでなければいかぬ、これだけならやれるといふことに対する基礎的な調査、基礎的な資料を出されなければ、こういうことがいかに悪いかわからぬ。断定できますか。あなたは本省は十三万八千八百三十五人、これですでにきつぬといふのはどういふもので立証できますか。これを立証せずに、仕事はどうなるかといふやうなうとかまわぬ、これだけ認めてもらへばいいのだ、あとはおれががたつてやるのだ、そんなばかんなことがあるか。定員は何でできるか、あなたはどのやうのやういふけれども、實際電氣通信なら、どの郵便局はどれだけの人間で、この電話局はどれだけの人間で、今の状態はどうだ、これを今後何年間にわたつてどう發展するから、これに対してはどうか、今新しく工事をやるから、この新しい工事をやれば、人間をどれだけふやさなければならぬといふことを正確にちゃんと調べて、それを積

み上げた上でなければだめである。そういう天くだけの、いいかげんな、何万人だからその二割をなたすばつとやるやうな、そんなばかんなことで事実仕事ができますか。事實通信省のごときは非常に荒廢してゐる。あなた通信省の各局をまわつていかにこれが荒廢し、いかに不合理になつてゐるかといふことを調べたことがありませんか。あるならそれを言つてみなさい。中央電信局へ行つてどうして仕事をやつてゐるか調べてみなさい。そうすればわかる。われ／＼は十分調べてゐる。君は一切知つてゐるだらうけれども、手紙でも何でも、東京市中でも三日や四日かかる、電報でも何十時間東京市内でかかる、行つた方がいくらいだ、こういうふうな荒廢し、また人間が足りなくて困つてゐるのに、これをやるの見込みがあるか。そういうことを一々積み上げて、ただこれだけ説明したからいいの、さあ答えてごらんない。

○小澤國務大臣 どうも徳田君は何を聞こうとしてゐるか趣旨がわかりませんが、要するに私の方で言ふのは、資料がほしいなら資料がほしいと、委員会が決定して要求してもらへば、資料も出します。結局積極的に説明する部分はどうかと言ふならば、今申し上げた通りであつて、それ以外にわからぬことがあつたり、あるいは資料がほしいと言ふならば、委員会の名において提出を要求したい。

○齋藤委員長 徳田君、議論をする機会は別にありますから、質問がありましたら……

○徳田委員 われ／＼委員は、どうもん討論もし、議論もしつゝ答弁を求め

るのでありまして、ただどうですか、何も伺いを立てるわけじやありませんから、そのつもりで聞いてもらいたい。今小澤大臣の話では、資料をほしいならほしいと言つてお願ひすればいい、そうすれば出してやる、そんなことがあります。あなたが積極的に資料を持つて来て、みなを納得せしめるように、資料に基いて一々説明する義務はありますか。あなたは公務員だ、特別公務員だろうと一般公務員だろうと、公務員は企業家の精神に基いて、議会に対して柔順であり、議会に対して説明すべき義務を持つてゐるが、あなたのやり方はまるで官僚だ、俺の方が高いのだ、というような態度で、ほしいと言つて来れば出してやる、そんなことがありますか。それは公務員たる職務を盡してやらぬ。

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

○徳田委員 資料は何も出してないじやないか、これでわかりますか。○齋藤委員長 徳田君に注意します。あまり声を張り上げなくてもできますから……。(笑聲)

○徳田委員 委員長もお年寄であります、耳も遠くなつてゐるだらうから……。(笑聲)あなたはこれだけ出してあると言ふが、何も資料を出してないじやないか、資料を出してなくて、これだけでもつてあなたわかりますか。これはどなたもみなそうだが、資料なしでこれがわかるという方法はないじやないか。そういうごまかしじやだめだから、誠実に資料を出して説明しなさいと言ふのが何がわからな

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

○小澤國務大臣 政府は積極的に委員会に資料を出している、これでいいつもりであります。従つて徳田君の考へで、この点の資料が欠けているじやないか、あの点の資料がないじやないか、こういう点はどうなんだというようなお話であれば、御注文に應じますと言ふのが悪い。

ことは私どもとしては忍び得ない。そういう趣旨からこの千八百の村を大體目標といたしまして、簡易郵便局法という法律案を御審議願うことになつております。この簡易郵便局法案の精神は、決して昔の特定局の精神ではないのであります。私どもの考えている簡易郵便局法は、村役場とかあるいは村の農業協同組合、その他一、二の特定の團體に對しまして、もしその村で村会の決議、あるいは代表者の決議によつて、郵便事務の窓口を延長してくれろという要望があつたような場合におきましては、その村長あるいはその協同組合長に對して、郵便局の窓口事務を開始することを通信大臣が決定し得るという法律であります。それを許可しました場合には、村長なりあるいは村役場の指定する事務担当者、従來の村役場の一箇所に簡易郵便局を設けて、そして簡易郵便事務、爲替事務と従來の保險事務を扱おうというものが簡易郵便局であります。しかしこれに對しまして、通信省の官吏はそこに行きません。いわゆる單に委託をして郵便事務を扱うのでありますから、町村長もしくは町村長の指定する吏員がこの郵便事務を扱うのであります。そして扱つた場合にどうするかといへば、その事業量に適應しました大體の請負金程度をそろえてこちらが出するのであります。これは大體六箇月に一ぺんずつ決定して、一万円か一万五千円やるかというのをきめるのであります。その郵便扱い量に正比例して出すのでありますから、通信省が直轄の郵便局を扱つておつたように、一つの郵便局で何十万円というような欠損をせずに済むのであります。つまり私ども

もは独立採算制も堅持し、それから郵便事業の公共性というものを生かす、すなわち千八百の郵便事業の恩典に浴してない町村民に、便宜をはからうというのが精神でありまして、決して昔のような特定局——今成田君の言われたような特定局を設けて、現在の特定局を廃止してどうしようという考えはないのであります。従つて現在三人あるいは二人の吏員の郵便局がありますが、こういう郵便局は年に五十万、二十万くらい欠損であります。こういうことをやつておつたのでは、いわゆる通信事務の独立採算制はできないという趣旨から、しかも公共企業体というものの恩典にすみやかに浴せるといふ趣旨で設定したのであります。今成田君の御心配のように、従來の郵便局をどうするということは考へてはおりません。むしろ簡易郵便局はやつて郵便事務が非常に増大いたしました場合には、少くとも今の特定局程度の三人くらいの吏員を置いて、いいところにおきましては、簡易郵便局を普通の無集配郵便局にしようというのがねらいであります。その点は根本的に成田君の心配していることと違ひまして、私もそういうことと違ひまして、私も十分承知の上で、そういうことに反しない考え方のもとに設けたのがこの案でございます。私はこの案がいいという非常に強い確信を持っております。

○成田委員 今の御説明だとよくわかるのであります。そういたしますと、現在の特定郵便局を昔の三等郵便局に戻すことによつて、行政整理を形づくつて行こうという考え方は全然ないかと承してよろしうございませうか。

○小澤國務大臣 大體法の精神はそうでありまして、ただ町村や何かで、特に從來ある局よりも、簡易郵便局の方がいいということが、市町村民が全部希望でもある場合には、あるいは一、二そういうことをするかもしれないが、こちらから進んで現在の局を廃して、この簡易郵便局法に基く窓口をやろうという考えは毛頭ありません。

○成田委員 次に増田官房長官にお尋ねしたいのであります。總理府設置法案の第四條第十九号に「國家公務員法及びその他の法令の範圍内で、給與、勤務時間その他の政府職員の勤務の條件を定めること」ということがあるのでございませう。これは現在給與実施本部がやつておる関係で、第十九号というものを設けられたと思うのであります。この趣旨から行きますれば、これは當然人事院でやるべきもので、現在の給與実施本部というものは過渡的な制度なのであります。この十九号は當然削るのがほんとうではないかと思つておりますが、これに對する政府の見解を承りたいと思ひます。

○増田政府委員 官房次長に答へさせていただきます。

○郵政府委員 これは御承知のように、給與実施本部が現在の官房長官を本部長といたします形におきまして行われております。これは元來人事院の方でこれらの事項について、十分処理し得る段階にありますれば、給與実施本部の仕事はなくなるわけでありまして、現在人事院がこの重要な仕事を扱つておらない状態でございます。この給與実施本部が扱つております状態に現在ありますから、十九号を置いております。これはかりに十九号がなく

なりまして、暫定的な措置でありまして、二十号によりまして現在の給與実施本部が扱つております仕事を処理することも可能であります。十九号はさきよな意味合いで置いてありますから、この十九号の存廢は、必ずしも根本的な問題ではありませんが、ただこれを置いた結果は、暫定的に給與実施本部の仕事として續けて行かなければならぬと思つております。

○成田委員 今の御答弁であります。十九号は暫定的な過渡的な措置に即應した規定だといふが、そういったし、條文の規定をいたしまして、總理府で國家公務員の給與に関する條件をすべて定めるといふ感じがするから、暫定的なものとして、本來の人事院でやるという形において、この十九号を削除していただきたい。その御意思があるかどうか。

○増田政府委員 御意見として承つておきますが、皆様によつてそういう御意思がありましたら、政府においては別段異存はありません。

○齋藤委員 ちよつと一言いたしました。が、大分所管大臣も出ておられますからして、きよりの議案はたいへんありますから、これを一括して質疑を願ひます。質疑の事項は各省大臣に關することならば、みなそれ／＼の大臣からお答えいたします。これが議事進行上非常に便利だと思ひます。

○成田委員 農林大臣と運輸大臣にお聞きしたいのですが……

○齋藤委員 まだ來られておりません。

○成田委員 それでは一般的な質問で、本多國務大臣にお聞きしたい。提案理由によりますと、行政整理は國民

の要望であるというような御説明があつたように思ひます。從來政府並びに自由黨の方々は、日本の官吏は多過ぎる、行政経費の節約上行政整理をやらなければいかぬと言つて盛んに主張して來られたのであります。はたして日本の官吏が多過ぎるかどうかという問題であります。英國、米國に比較したしまして、大體總人口に對してどれくらいの割合になつておるか、私たちの調べたのでは、むしろ英國、米國よりも日本の總人口に對する官吏の割合は少い、たとえば米國は總人口に對して三・九％、英國は四・九％、日本では二・九％という資料を私たちは持つております。はたして日本の官吏が諸外國に比してそんなにばらばらに多いものであるかどうか、それについての資料を承りたい。

○本多國務大臣 日本の官吏が機構において適正規模であるかどうかということについては、見方によつていろいろ御意見があるかと思ひますが、終戦後いろいろな混亂のために、機構も複雑化し、人員も膨大化しております。これが今日の日本の國力として適正なりやいなや、また今日の日本の行政事務を処理する上において、適正なる規模であるかどうかということについては、御意見はあろうかと思ひますが、それにしても膨大化し過ぎてゐる。機構も何とかして簡素化し、人員もこの際縮小することが適當であるというところは、私どもの方から考えますと、まさに國民の輿論であると確信いたしましたところ、しかしこれは議論いたしましたところで、多或少いという意見の相違でありますから、盡きるところはなからうと思ひますが、

そういう観点から行政整理を今回計画した次第でございます。

○成田委員 ただいまの大臣の御答弁を承りますと、大體勘で日本の官吏は多過ぎるというふうなお考えを持つておられるようでありますが、数字的に、たとえば今私が申しましたように、米國、英國と比較いたしましたら、日本がどういふ割合になつておるかという調査をなさつたかどうか。もし調査なさつておりましたら、その数字を聞かしていただきたい。よく六人に一人の官吏を日本では養つておると申しますが、その内容を検討した結果、統計の魔術性も申しますか、統計で國民大衆を購服しておる感じもあるのではあります。英國、米國と比較して、日本の官吏は有業人口でも、總人口でもよろしうございいますから、その割合をもしお調べになつておつたら、御提出願いたい。

○本多國務大臣 これはおのずから國情も違ひますし國力も違ひます。さらに行政事務の内容も違ひますので、諸外國と比較してみたとすると、それがただちにわが國に当てはまるとは思つておりません。従つて日本の実情に即して計画いたしました次第であります。

○成田委員 その点は水かけ論になりますから、これ以上追究いたしません。次に今回の行政整理で昭和二十四年度におきましてどれだけの経費削減を見込んでおられるか。またこの行政整理に對しまして当然退職手当あるいは失業対策の費用が必要だと思ひますが、それとプラス・マイナスいたしまして、どれだけの経費削減になるというのを御答弁願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 これは整理いたしま

して、なるべく早くその額がわかるようにお示しいたしたいと思ひます。予算におきましては二十三万程度の整理をするを前提として、すでに予算委員会等において、予算の面における関係も明らかにされておりますが、今回は退職手当等の関係も今整理中でございいますから、この結果がどういふふうになるかというところはなるべく早く御説明できるやうにいたしたいと思ひます。

○成田委員 その点おかしいのであります。行政整理の二つの主眼というものが、行政経費の節約にある、人件費の節約にあるということが大きなねらいだと思ひます。にもかかわらず、まだはつきりした数字がわからないといふのは、どうも納得行かないので、大體の数字でもよろしうございいますから、この行政整理によつて浮んで来る経費の削減額をお示し願ひたいと思ひます。それくらい数字はお持ちだろうと思ひます。

○本多國務大臣 今回の行政整理は、予算の金額の面から、金額において何割削減するという方針を進めて、予算の方が先に出ておりますが、やはり実情に沿つていふところで査定して行きましたために、その結果の計数の整理はあとで行ななければならぬことになつて参りますので、今整理中でありま

○成田委員 大體の数字もわかりませんか。

○本多國務大臣 大體の数字も退職手当等の金額が決定しませんでしたために、今のところ申し上げかねるやうな状態でありま

るやうにいたしたいと思ひます。

○成田委員 今退職手当のお話が出ましたが、この数日來退職手当三箇月あるいは四箇月という問題で、大臣が日夜非常に御苦心になつておられることは、新聞紙上でも私も承知いたしております。きのうの新聞では平均三箇月というやうに発表があつたのであります。が、最低三箇月でございいますか、あるいは平均三箇月でございいますか。それとまた今までの普通の退職の場合に、やはり退職手当が支給されておつたのであります。それとの関連、これについて御説明を承つておきたいと思ひます。

○本多國務大臣 今まで行われておりました例を尊重いたしまして、今日のわが國の財政の事情にも沿つて、今適當な額をきめたいと思ひまして、今これも立案中でございいます。その方針はただいまお述べになりました通り、從來の実例、前例の精神も尊重したものをにつくりたいと考えております。

○成田委員 どうも今の御答弁ではわからないのであります。予算では大體最低三箇月というやうにおきめになられていたのではありませんか。

○本多國務大臣 最低三箇月というところは、政府としてそういう方針をきめたこともありま

○成田委員 この退職手当は最初政府の案では、公務員法に規定されるという

委任されたということになつております。ただいまの御答弁を承りまして、三箇月出すのか、四箇月出すのか、あるいはそれが最低であるか、平均であるかわからないというやうに、この大體な問題がまことに漠然としておる。それを政令に委任して、いわば白紙委任状を政府に渡したやうな形になりま

○本多國務大臣 政府におきまして退職する人たちに對する誠意、同情の念においては、十分そういう点も考慮いたしておりますので、これを政府にまかされたからというて、抜き打ち的に無軌道にやられるという御懸念は、政府に對するこれは信頼の問題だろうと思ひますが、この退職手当の点につきましても、その方針を十分御了解できるところまで急速に立案いたしまして、御説明申し上げたいと存じます。今日総額においても平均において

○成田委員 平均であるか、最低であるかという点もわかりになりませんか。と申しますのは、もし平均三箇月ということになりま

○本多國務大臣 二十四年度予算の範圍内において調整し得るものは調整いたしまして、その範圍において実行いたしたいという方針で立案中でありまして、ただいまの段階ではまことに御期待に沿わないやうですが、説明いたしかねます。

○成田委員 ただいまの本多さんの御答弁を承つておきますと、まづたか

○本多國務大臣 三箇月というところまで急速に立案いたしまして、御説明申し上げたいと存じます。今日総額においても平均において

○成田委員 平均であるか、最低であるかという点もわかりになりませんか。と申しますのは、もし平均三箇月ということになりま

○本多國務大臣 二十四年度予算の範圍内において調整し得るものは調整いたしまして、その範圍において実行いたしたいという方針で立案中でありまして、ただいまの段階ではまことに御期待に沿わないやうですが、説明いたしかねます。

の諸君の御意見のある際、こういう重大な問題がまだきまつておらないといふことは、私たちがとても審議できないと思ひます。しかしそれ以上追究いたしても、御答弁は同じだと思ひますので、次にひとつお尋ねしたいのは、國家公務員法との關係であります。公務員の意に反して免職をするにつきましては、國家公務員法第七十八條の規定に基いて一應おやりになるという御方針だつたらしいのでありますが、この第七十八條の規定が削除されております。そうして日本専賣公社と日本國有鐵道との關係につきましては、意に反して降職し、または免職することができるといふように規定がない。一般公務員についてはその規定がない。七十八條の規定がないといふことになりまして、今回の行政整理は意に反した降職免職になります。それをあえて強行される法的な根拠はどこにありますか。

○本多國務大臣 實は國家公務員法第七十八條に、定員を超過する人員の整理は、その意に反してできるという規定が、法律としてございますので、それをことさらにこの定員法の中に盛りなくとも、當然に適用される規定でありますから、それに基いて行われるものであります。

○成田委員 そうしますと、國家公務員法第七十八條の規定が當然適用されるという御解釈でありますか。

○本多國務大臣 さうであります。

○成田委員 この第七十八條の問題につきましましては、第七十八條に基いて三月三十一日に人事院規則が出ております。實際の適用規定であります。三月三十一日に出生した人事院規則につきましましては、私は人事委員會で淺井人事院總裁に質問いたしましたときに、これは現在の政府が考へておる行政整理には適用しないという方針だといふことを言われた。ちようどさつき公園の整理の問題がありまして、貿易公園について三月三十一日の人事院規則で首を切つた。これはやはり行政整理に適用しておるのじやないかと言ひましたら、淺井人事院總裁は、公園の整理は行政整理とは考へておらない、従つて現在の政府の考へておる二割あるいは三割の天引きの行政整理に對しては、第七十八條の規定すなわち人事院規則は毛頭適用の意思がないといふことをはつきり言明いたしておるのであるわけでありまして、それいたしました。ただいま本多さんからの御説明では、第七十八條の規定が當然適用されるのだ、國家公務員法の実際の運用者であるところの淺井人事院總裁は、第七十八條の規定は今回の行政整理には適用がないといふことをはつきり言つておる。この点に大きな食い違ひがありますか、どうお考えでありますか。

○本多國務大臣 今回の行政整理につきましまして、人事院で新たな規則を出されれば、もちろんそれにやらなければならぬと思ひますが、人事院規則を發表しておいて、どれに適用するしないといふことは、私の答弁申し上げる範圍内ではないと思ひまして、これは人事院の方からひとつ御説明いたさなければならぬと思ひます。

○成田委員 公務員法の運用適用につきましましては、人事院總裁が責任をもつてやつておられると思ひますが、その第七十八條の規定に基きまして人事院規則を出した、これを行政整理に對して適用しないといふことをはつきり言明しておる。本多さんの方は適用するのだといふことになりまして、やはり人事院總裁の意見を尊重いたしまして、この第七十八條は行政整理に適用がないといふように解釈するのが、正しいのではないかと思ひますが、この点いかがでありますか。

○本多國務大臣 何らの制限なく定員を超過した人員は整理することができるとです。第七十八條の規定を人事院總裁が委員會で言われたからといふて、この法律が停止されるものではないかと思ひますので、どういう意味であるか私にはわかりません。

○本村(榮)委員 さつき小澤大臣がさあさあどん／＼質問してくれといふことだから、これからやらせていただきます。そこでさつき本多さんが言われたように、具體的のことは主管大臣からやるといふことであります。まあたとえば今度でございました電通省、これは局とか部とか課とかたくさんあるわけですが、國家行政組織法の第七條には、こゝろよりなつておる「府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。」こゝろに「官房、局課」といふのがあつて、官房、局課といふのがあつて、だからこゝろに出ておりますけれども、内部局や課がある。たとえば電通省のもとに業務局とか、周知調査部、計画部、營業部といふのがたくさんあります。これは一体局長が何人で二級官が何人、三級官が何人、こゝろの数字を具體的に出してもらいたいと思ひます。これは一箇條、一箇條やつてもよいのですが、大分時間がかかりますから、それでよいといふこと

になればこれからゆつくりやらせていただきます。發言する者あり」なからうがあるが、具體的に出せば説明すると言われるのだから、具體的にやればよいではないか。具體的にできないことならば、本多國務大臣が主管大臣から説明させますなんて言わなくては、このままで通してこれといふことであらばいいのに、そうではなくして、各主管大臣から説明させますといふ以上は、各主管大臣が説明するのがあたりまえだと思ふ。それに対して私たちは委員としての責任を持つております以上、一級官が何人、二級官が何人、三級官が何人といふくらいなことは、これは當然發表されなければならぬ、特に經濟調查廳みたいな重大な廳は、はつきりと法律にも定員が書いてある。そして表も出しておる。そゝういふ表を出すことが結局この法案の裏づけになる。各省の出す規定について私たちが研究しなければならぬことであるから、それをこれからやろといふわけですが、それを具體的に出せば答弁するといふことであるから、どん／＼具體的に出すから、どん／＼具體的に御答弁願ひたい。そこでとりあえず電氣通信關係の各内容について説明を承りたい。

○小澤國務大臣 大体本村君の質問は部局といふものを各省設置法でやるから、その部局の中に含まれる一級官は何名、あるいは二級官は何名、三級官は何名、小使何名といふことは大体わかつておるわけではないかといふような御質問であります。大体のこととはわかります。しかしながらこの資料に掲げて何名という程度までは行つておりません。というのは先ほども申し上げま

した通り、各省設置法は部までしか書いてありません。課は主管大臣で適當にこれを配分することになつておりますから、この先決問題として今御審議願つておる各省設置法を通していただきますれば、それを基礎にいたしました各部に課を幾つこしらへ、各局に部課を幾つこしらへるということになつて参りまして、具體化すると思ひます。でありますから定員法を審議するについて、今のような決定をほしいといふのでしたら、各省設置法を先に通してもらつて、それに基いて各課の人員をきめて答弁することにいたします。

○本村(榮)委員 いや書いたやつもありました。ちやんと電通關係は計画部、營業部、運用部、施設部、建設部、資料部、建築部、經理局、研究所とちやんとあります。

○小澤國務大臣 ありますよ、それは。

○本村(榮)委員 だから私は何もこれを質問しておるのではない。今まだ電氣通信省にいたしまして、その他の各省の設置法案にいたしまして、まだ質問が残つております。その中から私が何を質問しようとも答えられぬのも自由です。だから一体この局部で一級官が何人、二級官が何人、三級官が何人かと質問して、答えられませんかといふことであれば、あなたの方の能力を暴露した話であつて、決して質問してはならぬといふことはどこにも書いてありません。定員法の質問ではない。各省にわたつてこれから具體的に質問をするのです。

○小澤國務大臣 本村君はどういうことを言うのか、私は質問するのが悪い

というのではない。あなたが質問をするのは、この部局に一級官が何人、二級官が何人、三級官が何人、雇が何人、小使が何人というところを出せということでありまして、それはおおよその見通しはつけておられますけれども、資料として出すには、いわゆる電氣通信省の設置法、あるいは郵政省の設置法を通じていただきますれば、初めて局部がきまりまして、局部がきまりましたら、それにどういふ課を設けるかというところは、具体的に検討して、これに定員を当てはめることが各省大臣の責任でありますから、それを具体的にそのときに答弁しようというので、何も決してあなたの御質問を抑えようとかいふのではない。ですからほとんど質問なさることは自由であります。質問なさつても、あなたの希望しておるような具体的な答弁をすることはむずかしいという結果になるというところを申し上げたのです。

○木村(農)委員 だから今小澤さんの言われた通り、各省別一級官何人、二級官何人、三級官何人くらいは、それは一人や二人くらいはわからぬだろうけれども、大ざっぱなものはわかると思う。とりあえず一番簡単なこの裏づけになる各省別の級別くらいは出してもらいたい。そうしますと私たちは今まで一級官が何人おつて、今度は何人になつたということがわかる。それを審査の過程において見ないと、各省の機構の問題の検討ができない。

○齋藤委員 休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後二時三十分開議
○齋藤委員長 午前に引続いて会議を開きます。

ただいま本多國務大臣と稻垣商工大臣、山口國務大臣が見えておりますから、そのつもりで質疑を願ひたいと思ひます。

○成田委員 本多國務大臣にお尋ねしたい、定員法の提案理由の説明の最後に、今次の行政整理により退職する職員については、その退職後の生活を保護するため、十分なる退職手当を支給すべきことはもちろんであり、政府は、他の失業対策とともに、この問題についても深甚なる考慮を拂つておるという御説明があつたのであります。

午前中私が退職手当の問題について三箇月支給するの、四箇月支給するの、あるいは三箇月といつた場合、その三箇月は最低のものであるか、平均のものであるかと御質問申し上げましたら、その点については目下考慮中だといふので、はつきりした御答弁がな

○小澤國務大臣 それは正確なことはわかりませんが、おおよそはわかります。それでよろしければ資料で出ししょう。一級幾ら、二級幾らといふことは出ししょう。あしたまでには出ししょう。

かつたのであります。それだけで私たちがこの問題をそのまま追究しないで審議を進めて行くことは、退職になる約十七万の國家公務員に対して、國會議員の立場としてまことに遺憾なのであります。もう少しこの点についてお尋ねしたいと思ひのであります。問題は、この行政整理の問題が起きたとき、政府の方で行政機構刷新審議會をお設けになりまして、その答申があつた。この答申によりまして、いろいろ失業対策として項目が上つておるのであります。その項目に対して政府は現在どういふような対策、あるいは方針を持つておられるか。第一は退職金の給與は民間におきます退職金と同様に、その均衡を保つというところを言つておるのであります。三箇月、あるいは四箇月で民間退職者の給與と均衡を保てるかどうか、それについて御意見を承りたい。

○本多國務大臣 行政整理に関する御審議のために、退職手当が重大な問題であることはよく承知しております。一刻も早くというので今準備中でございまして、その準備ができました間、いましばらく御猶予を願ひたいと存じます。これを全然方針を明らかにしないで審議をして行こうという考えでやつておるわけではありませぬ。とりあえず人員の点について、またその他の点については準備ができましたので、提案してある次第でございまして、政令の内容についても、一刻も早く御審議を進行していただく上においても御説明申し上げなければならぬと考えております。さらに失業対策等の問題については、今労働大臣も見えらるるかと存じますから、労働大臣の方から

御説明を申し上げたいと存じます。

○成田委員 そういたしますと、この委員会の審議が終りまして採決に行くまでには、大体今回の行政整理によつてどれだけの経費の節減が生れるか、あるいは退職手当の政令で定める具体的な内容については、当然政府の方から具体的な御説明があると承してよろしうございませうか。それまでに審議が打切られることはないかと承してよろしうございませうか。

○本多國務大臣 今回提案いたしました定員法に基く整理が、予算にどう影響するかという予算の計数の整理を今大蔵省でやつておるのでございまして、これはぜひ大蔵省から詳細な御説明を申し上げてお聞き取りを願ひたいと存じております。また退職手当の方針もきまらぬで審議を終つていただこうという考えではないのでございまして、一刻も早く聞いていただいで、審議を促進していただく上において、早く方針をお示しいたしたいと考えておるのであります。

○成田委員 それから失業対策の審議の答申で、退職者の自立更生に資するため、特別な金融の方法を講ずるという項目がございしますが、國民金融公社と申しますか、そういう方面で退職者に対して特別に金融の便をはかる用意があるかどうか、これについてお伺ひいたします。

○本多國務大臣 その点は審議會の答申の中でもそういうところがあるようですが、ただいまのところ、今回の行政整理について特別な金融ということとは考慮いたしておりません。

○成田委員 政府はよく失業対策として公共的な事業に職を離れた者を吸収

するといふような説明をなさつておりましたが、御承知のように、今回公共事業費は昨年度に比較して物價の高騰、その他を考慮いたしますと、七割か八割程度にしか當らないということになつておまして、その方面へ今回の失業者を吸収することは、相当困難じゃないかと思ひますが、これについて現在の公共事業費で満足するか、さらに失業対策のためにもと予算をお出しになるか、そういう御用意があるかどうか。

○本多國務大臣 これも労働大臣から一緒に御答弁願ひ方が、総合的な失業対策との行き違ひがなく御了解も早かるうと存じます。行政整理に伴つて離職する人たちの中で、実際にいいて何名が失業者といふべきものになるかという推定、さらに一般方面から出て来る失業者の人たちと總計をいたしましたものを、いかなる方面に吸収するかといふことについては、労働大臣のところでもその計画を進めておられますので、そちらの方で行き違つた御説明を申し上げても、誤解の種にならぬといけませんので、そのときに説明していただいた方がよくはないかと思ひます。

○成田委員 次に地方公務員の行政整理についてお伺ひしたいのであります。新聞紙上その他で見ますと、地方公務員についても今回の政府の行政整理に右へならえをして、都道府縣五大都市については現業二割、非現業三割、その他の市町村については一割、二割といふような方針を示されておるのであります。これに対する法的な根拠、今回の行政整理については定員法

方公務員に對しましては、その行政整理をおやりになるならば、その機軸はどこにありますが、それをひとつお伺いしたい。

○本多國務大臣 地方公共團體に對して行政整理を強制する法的な根拠はいまだに完備していません。これは今後の問題として研究して行きたいと存じます。

○成田委員 そうすると、法的な裏づけはないという御意見でございますが、私どもの想像するところでは、政府の方でもしそれだけの行政整理をやらなければ、配付税その他について手心を加えるというより、さいふのひもを締めるやり方で、地方に對して實質上間接的に行政整理を強要するのじやないかというように思つておられるわけですが、はたしてそういうふうな御方針を持つておられるかどうか、伺います。

○本多國務大臣 配付税等の問題は、どこまでも地方自治体の実情に即して均衡を保つように決定されるのでありまして、おそらくすべき行政整理を怠つてゐるために、非常にその経費が膨大化しているというふうなことであれば、あるいは大蔵大臣の権限として勧告をしたり、調整をしたりすることがあるかと思ひますが、私どもの考えによります行政整理は、そうした手段によつてやろうとは考えておりません。ただ地方の公務員の数までも法律によつてきめてしまふというふうな行き方は、自治体を中央政府の権力によつてあまりに拘束し過ぎはしないかという点も考慮しつゝあります。これは今後の問題として研究して行きたいと思ひます。

○成田委員 最後に一点お尋ねいたしますが、これはこの前の人事院規則で、官公労の労働時間を一週四十八時間と定められたとき、ただちに出現象であります。四十八時間とされますと、民間企業におきましても、政府で四十八時間の労働をやらせておられるということ、労働基準法違反をやつてまでも超過勤務をやらせておられる傾向が著しく出たのであります。政府が、今回私どもが心配することは、政府がこの行政整理をやりますと、この行政整理に右へならえしまして、これに便乗して民間企業で相当大量の企業整備をやるのじやないか、首切りをやるのじやないかという感じを持つておられるわけですが、これに對して政府はどういうふうな御解釈を持つておられるか。この右へならえに對しまして、どういうふうなこれを押えるお考えを持つておられるかということをお伺いしたいと思います。

○本多國務大臣 政府の行政整理が例となつて、民間においても人員整理が行われはしないだらうかというお話であります。これは御承知のような今日の経済界のことでございまして、どうしても緊縮しなければならぬのは、政府が例を示さなくてもやらなければならぬ立場になつておるものもありません。さらにまた通産省等がございまして、私どもはどうしても輸出産業方面に力を注いで行かなければならぬという面から、その方面にはさらにまた人員を必要とする、いわゆる吸収する面も生じて来るだらうと思ひます。それをどういうふうに見ておるかという点は、総合的な失業対策の面になるのであります。これらの点に

つきましては労働大臣の計画の中に入つておることと思ひますので、その点もひとつ労働大臣から御説明願ひたいと存じます。

○成田委員 もう一つ、今度の定員法が遅れた理由として、一つは退職手当の問題、一つは運輸省の問題であつたと思ひますが、九月末までに九万人、來年の三月末までに三万人という運輸省の整理案に對しまして、この法案を見ますと、九月末現在で十二万の整理を敢行されるように見えるのであります。これははたして運輸省の運輸事業に對して支障を來すことがないかどうか。運輸大臣がおいでになつてからお尋ねした方がよいと思ひますが、一應その当面の責任者である本多國務大臣にお尋ねしたい。

○本多國務大臣 九月三十日までで定員を超過するものを整理して、十月一日において定員と実員が一致するようになり、最初にきめました根本方針はかわりなかつたのでございまして、途中におきまして、ただいま御指摘の通りに、運輸省の人員整理については一段階を設けてはどうかという意見があつたことは事実でございまして、それを考慮してみたのであります。けれども、整理期間が延びますと、その延びた間における給與がいろいろありますから、均衡予算の範囲内で処理するといひますと、総合的にそれだけ金が減つて来ることになりまして、いろいろ研究いたしました結果、やはり原則通りである。そうしてさらに運輸省においてもいろいろ調査されました結果、原則通りやつて支障なくやれるという結論に達して、決定いたしましたよう次第であります。

○成田委員 いたしましたすと、九月末現在で十二万整理するといふれば、來年の三月末に三万やるといふよりは、退職手当を一時にたくさん出さなければいけないと思ひます。その間の給與の支給額もふえる。退職手当を九月末に出すのと、経費の出し方としてどちらが多くなるか少くなるか。予算の關係で増減をお見込みになつておやりになつておられるのであります。九月末現在でやるとすれば、それだけの退職手当を一度にたくさん出さなければならぬので、退職手当を出すことが多くなるんじゃないかという感じがするのですが、その数字の点等について御検討になりましたかどうか。

○本多國務大臣 三月まで整理期間を延長するといふことは、別に決定したことはないのでございまして。そういうことを決定したことはないものであります。ただ、たゞそういうことについて研究はいたしましたのであります。しかし決定したことはないものであります。ここに仮定をして三月までに整理期間を延ばすとすれば、それは給與を要する。九月一ぱいに整理すれば、その分が幾ら浮いて退職手当にまわせるかというふうな計算はいたしておりました。これは総合的に考えまして、整理期間が延びればその間の給與が上けいにかかるとは明らかであります。さなきだにきつてくつな予算でありますので、整理に支障がなく進行できるものならば、なるべく早く整理を行ふということが、きつてくつな予算の中においてこれは円滑にやる方法でありますので、そうした結論に達したものでございまして。

○成田委員 小澤さんのおいでになりましたので、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。今回の行政整理によりまして、人員の整理と機構の簡素化といふことが非常に問題になつておられると思いますが、私どもが聞くところによりますと、高級官僚のポストは非常にふえておるといふのが、今度の行政整理の一つの特徴らしいといふことを聞いておられるのであります。これを小澤さん關係の通信省について見ますと、現在大臣、次官、部長の数は十四となつておられるわけですが、それが今度の改正設置法によりまして、郵政と電氣通信を合して約四十くらいにふえておられるのであります。これは行政整理と逆行しておられるのじやないか。一應下級職員は首を切るけれども、上級官僚のポストはふやしておるという結果になるのですが、これについてどういふ御意見を持つておられるか。

○小澤國務大臣 現在施行されていす通信省内部の機構から申し上げますと、その通りであります。しかしながら御承知の通り、第四國會でほとんど満場一致でござりましたあの郵政設置法並びに電氣通信省設置法から見ますと、非常に少なくなつております。従いまして現在通信省は古い制度が行われておりますが、行政簡素化あるいは行政整理という面におきましては、法律としてすでにきまつております郵政省設置法、あるいは電氣通信省設置法を基礎にして整理を行つたつもりであります。

○成田委員 これは午前中に、徳田委員からも述べられたと思ひますが、最初三万八千人の行政整理が今度四万八

千にふえておる。約一割以上のものがふえておるといふ結果になつておりますが、なぜ三万八千から四万八千になつたか、その理由を伺いたいと思ひます。

○小澤國務大臣 この問題は私の方ばかりでなく、全般的に当初の予算とは結果において異なつております。といふのは大日本多國務大臣もお答えしました通り、予算編成時におきましては、行政整理の具体的方策というものは決定しておらなかつたのであります。しかしながらわれわれの内閣としては行政整理は必須の條件である、それであるのに行政整理を考へない予算を編成することは適當を欠くではないか、それではとあらう大蔵省の見たところの行政整理ということも織り込んだ予算を編成することが適當であらうといふので、一應大蔵省の考えだけで三万八千人というよりな予算が通信省に關する限りきめられたのであります。しかしながらこれはもちろん一つの予算であるのでありまして、具体的に行政整理をどうするかということとは、今後政府としてその事情に應じた方針をとるといふ腹構へで進んで参つたのであります。三万八千といふのは別に決定された問題ではないのであります。つまり大蔵省の試案というよりな程度であるの予算は編成されたのであります。今度きまつた定員法がすなわち現在の政府の最後の決定案であるから、その結果一万人狂つたといふだけであります。

○本村(義)委員 午前中委員会で小澤大臣が具体的な要求をせよといふことでありましたから、最初に具体的な資料の提出をお願いしたいと思います。

それから第二に、各行政機關の中央及び地方並びに日本專賣公社、日本國有鐵道の中央及び地方の各官公署の部局課別に定員法提出當時における現行官制その他の規則に基づく職員の一級、二級、三級官、雇用人別の定員並びに実員数を示すこと、これは現行並びに改正にわけて、また新設機關についてはその予定を示してもらいたい、こゝういふのであります。

それから第三には、各行政機關の中央及び地方並びに日本專賣公社、日本國有鐵道の中央及び地方の各官公署における現行給與体系における一般職並びに特別職に關する級別号係別人員につき定員並びに実員を示すこと、これは現行並びに改正にわけてであります。

それから第四に、各行政機關の中央及び地方並びに日本專賣公社、日本國有鐵道の中央及び地方の各官公署の部局課別に新定員決定の理由を示し、かつこの結果行政の円滑なる運営がでるかどうか、その根拠を示してもらいたい。

それから第五として、日本專賣公社並びに日本國有鐵道の中央及び地方の各官公署においてその部局課別に労働基準法を適用する場合の必要定員数を示してもらいたい。

大体この点であります。一番最後に申し上げました点は非常に重大であつて、最近超過勤務なんかも相当たくさんやつておつて、國鉄だけでもこの間公聴会で國鉄の副執行委員長の説明を聞くと、一箇月八万人くらいに超過勤務をやつておるといふことを言つておられる。従つて現に就業しております従業員との関係と、新たに増した定員法に基づく定員との関係、こゝいつたものは非常に關連性が重大であります。特にこれを具体的に示してもらいたい。これが午前中に小澤大臣が具体的に問題を提起して資料を要求せよと言われたことに當てはまるものだと思いますので、これを速急にお示し願ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 ただいま本村君から資料の要求がございましたが、ただちに資料として出すようなものはすみやかに出すことにいたします。しかしながら調べた上でないといふ資料があるかないか、あるいは急速にこの会期中に間に合うかどうかわかりませんから、そういうものについては事情を具して御説明申し上げます。

○本村(義)委員 商工大臣のおる間に伺いますが、通商産業省の中にはたくさん問題がございまして、五分間やそこらでは済まされないのです。簡単に中小企業の問題について伺ひますが、定員法を見ますとわずかに九十四名ですが、縣廳なんかの二官署ものくらい人間はおる。中小企業といふものは全國五百万に及ぶ中小企業者のサービス機關だと私もは理解するわけですが、そういうことを考えます

と、わずかこれだけの人間で一体どんな仕事をなさる考えですか、またこの九十四名の中には一級官といつたものがどれくらいおるか、二級官は何名おるか、わかるならばお示し願ひたい。

○田嶋國務大臣 中小企業は御承知のように資金、資料、そゝういつた面は原局においてこれをやつておりますので、中小企業として主として指導育成に當つておるわけでありまして、従つて直接の資料の割當、資金、そゝういつたものについての業務はありませんが、指導育成という点につきましては、これだけの人数で十分やつて行けるものと考へておる次第であります。それから次の問題は政府委員から申し上げます。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。ただいまの中小企業の中の一級、二級、三級の級別の定員の問題でございまして、ただいまきめられておりますのは、定員法の上では一括してきめられておまして、公務員法の上では級別の区分はなくなるやに思われますので、結局予算上係別の区別ができるだけでありまして、いわゆる一級、二級の区別は今度の定員法の中にははつきりきめておりません。

○本村(義)委員 通商産業設置法の第六條に通商監を一人置くといふことになつておりますが、このもとには全然人はおらぬのです、事務の整理とかいふもののほかの關係もあるでしようが、そういうことをする人間は全然おらぬのですか。

○田嶋國務大臣 通商監につきましては、この前御説明を商工委員会との連合審査会の際にも申し上げたと思ひ

のであります。通商監は主として通商關係につきましては次官を補佐してこれに當るといふ役目をいたしておるのでありまして、従つて通商監は通商に關する對外折衝その他のことについて、主として次官を補佐してこれに當ることに相なつておるのであります。従つてこれに事務官その他を付する必要はありませんので、すべての通商各局との連絡をとることに相なつておる次第であります。

○本村(義)委員 そゝういたしますと、通商監といふものは國家行政組織法では大体どの條項に當てはまるものでございませうか。組織法で言ひますとどの條項に當るか、御明示願ひたい。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。通商監は通商産業省の職務及び性格の特質にかんがみまして、特別の例外として置かれた通商省の例外的な職員でございまして。

○本村(義)委員 例外的な職でも、特別な職といふものは特別職と國家行政組織法に書いてあるのですが、これは書いてないやうですけれども、どこかあなたの方の法律には書いてあるのですか。私の持つておる、政府からもらった國家行政組織法にはこゝういふものを置くやうに書いてないですが、何條に書いてあるのかお示し願ひたい。

○山本(高)政府委員 お答えいたします。行政組織法は各行政官廳についての行政機構の基準を決定されたものでありまして、これには一般の省にはそゝういふ通商監のようなものを置くことは認められておらぬのであります。この法律で特別に例外として置くことにお定め願ひたいといふ趣旨であります。

労働大臣、運輸大臣が来られましたから、この際発言されたらどうですか。

○成田委員 先ほど本多國務大臣に今回の行政整理に関連した失業対策について御質問いたしましたところ、労働大臣の御出席があるから、労働大臣から答弁してもらいたい、そういうお話がありましたので、質問の要領は、今回の行政整理に對しまして、退職手当の問題、あるいは失業対策の問題について、政府はどれだけの真摯な努力を拂つておられるかということに関連してゐるのであります。行政機構刷新審議会の答申で今回の行政整理に對する失業対策として、約六つばかりの項目をあげてゐるのですが、そのうちおもなものの二、三について御質問申し上げます。

その第一は退職者に対し、建設的労働への意欲を振起せしむるとともに、公共的建設事業等にこれを吸収するより適切な処置を講じなければならぬ。そうなつてゐるのであります。御承知のように、今回の公共事業費といふものは五百十八億で、昨年度でも五百億ばかりあつた。物價の値上りその他を考慮すると、七割か八割くらいにしか當らないというふうな状態で、はたして公共的な事業に今回の行政整理によつて失職した者を吸収することができるといふか、もちろんこれでは不十分だと思ふのです。政府は補正予算その他で公共事業費の増額をはかつて、十分な失業対策を講じられる御意思があるかどうかということ承りた

共事業費を予算的に今後追加、あるいは補正の形でつて増額するかどうかという問題につきましては、今のきわめて厳格な予算のもとにおきまして、慎重に考慮を要する点と思ひますけれども、公共的の事業にできる限り失業者を吸収するといふ考え方は、もう少し弾力性を持つて廣く考へてもよいではないかという、実は情勢にあるのであります。と申しますのは、御承知の千七百億円の見返り資金の用途につきましては、これは大蔵省自体では今日決定的にきまつておるのではございませぬから、明確な答へはできません。また責任のある数字は大蔵大臣から別の機会に聞いていただきたいのであります。私たちが常に話して、また先般大蔵大臣と同席でこの問題について参議院の委員会で大蔵大臣の答へを聞いておつた際、それらを総合したしまして、この見返り資金のうちからは、復金債券とか、あるいは公債の償還に充てた以外の相当部分が建設的な事業の面に使われる。そしてその建設的な事業といふものは、幾つも考へられますけれども、さしたつて電

源の開発とか、道路の拡張とか、あるいは港湾、つまり貿易設備の充実とかいう方面には、相当額の経費が注入され得るという情勢にあると私も考へておるのではありません。そういうしきと、公共事業に吸収せられる、この公共事業費自体における予算の増減といふものは、かなり決定的なものでありまして、なか／＼そのわくを除くことというところは困難ではないかと存じますけれども、しかしもう一つ合せまして、今の見返り資金によつて行われるところの事業は、今の公共事業に似た

ような種類のものもたくさん入つて来ると思ひますが、そういう方面への失業者の吸収という問題は、相当程度期待されるのではないかと思つております。ただ明確な数字等は、この際基本になるべきもの、経費の内訳と配分といふふうなものが決定してございせんから、明確なことを申し上げる段階ではないと思ひますけれども、その面から今日まで御説明申し上げました吸収政策以外にわたつて、相当量の吸収量といふものが予定されるのではないかと思つております。

○成田委員 二割程度の行政整理をおやりになると言われるのであります。が、御承知のように、氣象台の従事員は相当専門的な人が多いのであります。しかも現在極度に切り詰められた人員でやつておる。これに對して二割の行政整理をやつて、はたして従来通り氣象台の仕事が円滑に運営できるかどうか。それに対してはつきりした見通しを持つておられるかどうか。

○大屋國務大臣 二割程度の整理をやつても、そう著しく業務に支障を來すことはないと考えております。

○成田委員 設置法を見ますと、中央氣象台を置くといふことはきめてありますが、氣象台といふのは非常に有機的な關係があるのでありますから、大體現在の御腹案としまして、全國にどこにどのように氣象台を配置するといふ案を持つておられると思ひますが、それについてお伺ひしたいと思います。

○大屋國務大臣 それはただいま私にちよつと答へられませんか、あとから申し上げます。

○成田委員 次に鈴木労働大臣に伺ひます。

ただいまの公共事業への吸収の問題につきまして、見返り資金の運用の面で相当弾力性のある措置がとれるから、電源の開発とか道路の方面にこの見返り資金を使いたいというお話がございましたが、これはたとえば鉄道通信の建設事業に二百七十億——この数字もはつきりしたとは思ひませんが、二百七十億出すという説明が政府方面からあつたようでありまして、それ以外に道路あるいは電源の開発に見返り資金が使われるのか、それをお尋ねしたい。

○鈴木國務大臣 資金の余裕がまだあるのではありませんから、適当な事業があれば使われるものと私たちは考へております。

○成田委員 その次にやはり行政機構刷新審議会の答申の三号にあります。退職者の自立更生に資するため、特別の金融の道を講ずるといふ答申があるわけでありまして、それにつきまして、ただいま本多國務大臣は今のところ考へていないという御答へがあつたのであります。労働大臣として國民金融公社とか、そういう面で特別な金融の措置を講ずるようなお考へを持つておられるかどうか。

○鈴木國務大臣 労働者諸君及び失業される方たちのお世をする立場にある労働大臣としては、そういう金融的な措置の成功するようにひたすらこゝねがつておりますが、しかし金融の措置の問題につきましては、大蔵省その他關係方面の努力にまづべきであつて、労働大臣としては、そういう種類の金融が實現することをひたすらこゝねがつてはおりますけれども、これは責任をのめられるわけではございませんけれども、直接管轄の仕事ではありませぬから、こゝにいたしますというまでのことは申し上げられません。そういう面に關しまして金融措置がついて、失業の問題ができるだけ円滑に処理されて行くという方向に努力したいと思ひます。

○成田委員 それから失業保險の關係であります。こゝした方面の失業対策費としては約二十九億ぐらゐしか組んでいないのであります。そのうち純粹の失業対策費といふものは八億ぐ

ら、こゝにいたしますというまでのことは申し上げられません。そういう面に關しまして金融措置がついて、失業の問題ができるだけ円滑に処理されて行くという方向に努力したいと思ひます。

ら、こゝにいたしますというまでのことは申し上げられません。そういう面に關しまして金融措置がついて、失業の問題ができるだけ円滑に処理されて行くという方向に努力したいと思ひます。

らいであります。この八億で現在の公務員の行政整理の十七万人という人々に対して、十分なる失業対策が講じられるとは思いません。この八億というものに補正予算その他何らかの措置を講ずる必要があるのではないかとありますが、それについてお尋ねいたします。

○鈴木本務大臣 御指摘の通り、この予想される失業状態に対して、八億八百万円の費用では少いということにつきましては、各方面からも御指摘もありましたし、労働大臣としての私自身もそう思っておりますし、おそらく政府もそう思っておられると思います。率直に申し上げますと、あの八億八百万円は別に新しい事業として計上されたものではないのであります。昨年の公共事業費に労働省扱いとして六億円前後が計上されておつた。あれを物價騰貴を見通して八億八百万円にして、それを新たに一般会計の方に失業対策費として一本柱を立て、そこに移して来たというにすぎないのでありますから、仕事の量はそれ自体としてはふえておりません。昨年度とかわりがないという結果であります。しかし御承知のように、本日参議院を通過して成立いたしました緊急失業対策法案というもので考慮いたしました。これに対する早急の措置が得るようによい法的措置はまず講じたのであります。失業対策費八億八百万円は一應あつた形です。必要とありますが、必要と云ふには早急失業対策法によつて労働大臣及び安本長官の相談によつて、必要な場所に必要な失業対策事業を興して行き得る法的措置を講じたのであります。その予算の裏づけがないのでは

ないかという御質問もしばしば参事院を通じてございましたが、現在においては予算が出ておらないで、今あるのは八億八百万円であることは事実であります。しかし失業対策はこれだけの行政整理を行い、また経済九原則を遂行するその結果、企業整備も行われるので、これは決してそれによつて失業する人々自体だけの問題ではないのであります。國家全体の問題でもあります。政府全体の責任でもある仕事でありますから、この点については緊急失業対策法を中心として必要な経費を必要と云ふに出して行く、その根拠だけを明らかに法的措置を講じたのであります。いつ出すかという問題についても、そうおそくなることはないと思ひますが、出すという考え方にはつきま

しては、過日大蔵大臣も参議院の委員会におきまして、必要な措置を講ずるという事を明確に申しておるのであります。労働大臣といたしまして、必ずこれは必要と云ふに必要と云ふの精神を生かして、緊急失業対策法の精神的段階に應ずる失業対策を行いたいと考えております。

○成田委員 最後の一つお尋ねいたしたい。今までの國家公務員法というのは、給料は非常に安い、そこで鉄道なら鉄道病院、通信省なら通信病院というものの利用の面があつた。あるいは官舎の支給というような厚生施設の面におきまして恵まれておつた点があつたわけでありまして。今回退職になりました者につきましてはこれと同じく失業対策の審議会で答申になつておりますが、半年か、一箇年を限りまして鉄道病院、あるいは通信病院あるいは官舎の使用というものを許すというような御処置を講ずるお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○鈴木本務大臣 御指摘の点につきましては、今どういう計画を持つておるといふことを申し上げ得ないのは残念でありますけれども、審議会の意見もあり、きわめて重要なことでありますので、その問題は十分研究いたしまして善処したいと考えております。

○有田(喜)委員 本多國務大臣にお伺いしたいのですが、一体今回の機構の改革なり、行政整理の目的はいかなる理想と主義を持つて行われておるか。せつかくかような機構の改革なり、行政整理をやるについては、日本の行政はいかにあらねばならぬかという根本を定めて、その基礎に立つて改革をやるべきだと私は考えます。行政効率を上げるために人員の整理の必要もありましよう。また機構の縮小、簡素化といふことも必要でありましよう。けれども、どうも今回の機構を見ますと、行政効率を上げるという趣旨に一貫して

いる面もありなと言つていい。一方大蔵大臣に聞いてみると、財政的見地からやるのだという説明もいたします。一体この機構改革なり行政整理は、財政的見地に主たる重点を置かれておるのか、あるいは行政効率の向上という点に主眼を置かれておるのか、あるいはその他いかなる理想と自信を持つて臨まれておるのか、その基本的態度を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 率直にお答えいたしますと、財政的に國費を緊縮して行くという方針と、しかもそれに基いて行政整理をやつて、さらに行政事務に支障を來さないように、複雑なる機構を簡素化して一層効率を上げるようにという目的をもつてやつたのであります。御指摘の目的は双方関連しているものであります。御承知のように戦後の日本の國力を考えますと、今後の日本の行政機構、さらに行政所のための負担はいかにあるべきかといふことも勘案いたしました結果、適當なる規模までどうしても縮減しなければならぬといふことで縮減して、しかも効率の点も行政事務に支障を來すようなことがあつては行けませんので、その限界を十分考慮して決定したので、今回提案いたしておるものでござい

ます。定員が減少いたしましたものが二十六万数千人であります。この二十六万数千人に対する賃金をかけ合せた金額、さらにその二十六万数千人の内容である実人員であります。その実人員等に関する事務費等を考慮いたしますと、私の見通しは確かなものを持つておりませんけれども、これはみ

なでひとつその辺の基準を定めて御考慮くださればわかることではなからうかと思ひます。その確かなものは大蔵省で整理中ですから、大蔵大臣からこれは整理でき次第お聞き取りをお願いいたします。これを一人当りの人件費、物件費が一年に幾らかかるかといふようなことから考えてみますと、そこに想像はつきりますけれども、その辺については私がここで金額をあげて御説明をするといふことは、少し冒険になるような気がいたしますから、しばらく御猶予願ひたいと思ひます。

○有田(喜)委員 どもも本多國務大臣の御答弁を聞きますと、あまりにも視野が小さ過ぎるやうに思ひます。なるほど二十数万の人が減らされる、それに對して俸給費なり事務費なりが減る。これは算術さえすればわかる。私は行政整理なり機構改革をやる以上は、單に人の首を切るだけではだめなので、日本の政治は言うまでもなく首切られただけが政治ではなくして、その首切られた人をどう使ひか、いわゆる廣

い意味の配置轉換をやつて行く。そうでなければそれは政治ではないと思ひます。さういふ見地に立つて、もちろん失業対策費でそれがそのまま数字があがるものではありませんが、さういふものの兼ね合いを見て、國家的に見ていかに寄與せられることにな

るべきか、さういふ見地に立つて、もちろん失業対策費でそれがそのまま数字があがるものではありませんが、さういふものの兼ね合いを見て、國家的に見ていかに寄與せられることにな

るか。そういう廣い意味の見地に立つた御見解を伺つておきたいと思ひます。

○本多國務大臣 われ／＼の究極的目的は、やはりただいまお話のような國家的見地に立つておるのであります。人手を省くだけ省いた、その人たちの人手が他の生産方面に配置轉換されることによりまして、國家的利益はそれが増大されるのであります。そういう考えはもろもろ根本的な考えとしては持つておるのでございますが、それが抽象的にでなく、どういふふう計算して説明することができるといふことにつきましては、資料を持つておらないのでございますが、しかし必ず國家的に利益のあるものであるというだけは確信いたしておる次第でございます。

○有田(喜)委員 この場で御説明ができませんけれどもよろしゅうございしますから、ひとつ具体的な基礎に立ちまして、その点を委員会の開催中に明らかにしていただきたいと思ひます。次にお伺ひしたいことは、行政の簡素化、行政の整理、必ずしも悪くはありませんが、しかし眞の整理はその行政事務の内容の整理がなければならぬ。今日行政事務で最も遺憾とせられるところは、いたずらに許可認可事務の煩瑣な仕事が多過ぎること、あるいは各省の共管事項が多過ぎること、そのために一般國民はすいぶん悩まされておる。さういふ点に今回の案はあまり着眼されてないやうであります。また一方におきまして、官吏の事務能率を上げることが考えられなければならぬ。すなわち事務の執行方法の改善、かような点も十分考慮して、具体的な

案を掲げなければならぬと思ひますが、一向かような面が考慮されてないやうに私は考えます。昔の役人は、あるいは勳章とか、これは昔の軍國主義、帝國主義の時代ではございまして、それが、さういふ一つの名譽のものがこれを持つて働いた。最近ではさういふものがあつたもので、あまり能率を上げたところが大したことはないといふ、いわゆる信賞必罰の制度がない。これは今日の官公吏の能率の上らない一つの理由だと思ひます。さういふ点をどうお考えになつておるか。ただ抽象的にさうありたいといふだけでは、私はかような大きな改革はできないと思ひます。今ただちにできなくても、本多國務大臣はかような案を立てられる前提のもとにおきましては、十分そのやうな御配意、御用意があつて、近うかやうなことが実施されるという見通しを少くとも持つておられなければならぬ。そこらに対する御見解とお見通しをお伺ひしたい。

○本多國務大臣 行政整理の根本的な考えをいたしまして、ただいま御指摘になりましたやうな点は、やるとすればまたさういふ見地に立つてやらなければならぬといふ点において同感であります。ただし、しかし共管事項の徹底的な整理あるいは官廳事務の徹底的な廃合、あるいは今日煩瑣にわたつております法律の改正、さういふことによつて事務を簡素化する、さういふことを調査し、それをまとめて行きますまでは相當の期限を要することと存じます。そこで今回は行政整理の第一歩としてこの程度のことをやりました。が、しかしこの段階におきましてできるだけ限りたいと思ひました外

局を内局に統合するとか、あるいは調整整理のできるものは整理する、さういふ方針をもつて進んで参つたのでございしますけれども、いかにせん、種々の法律の制約があつたり、実情がそのために許さぬといふやうなことから、結論を得るに至らなかつたものが多々あるものであります。そこでとりあえずこの程度の整理をいたしまして、ただいま御指摘のやうな今後の行政整理の方針をいたしましては、共管事項の整理あるいは煩瑣の事務を簡素化する。そのためには統制事務等につきまして法規等の改正の必要の面が多々あるやうと思ひます。さういふことも研究いたしまして、さらに行政事務につり合ひのとれた人員の配置、機構の整備といふこの行政整理は続けて行きたいと考えております。さうして御趣旨に沿うやうなところへ到達するように政府は努力を続けて行かなければならぬと考えております。

おそくありませんが、さういふ点に対して眞剣な用意と考究を続けられまして、眞の意味の行政の簡素化、行政能率の向上といふことに努力していただきたい、こう思ひます。

次にお伺ひいたしますが、この前たしかこの席上であつたと思ひますが、本多國務大臣はいわゆる非現業三割、現業三割という標準をやつて、大体四十万人ぐらゐの整理することになるだらう。さういふやうに私は承つたのであります。さういふ私の記憶が間違つておるならば、これは訂正してもらつてもけっこうであります。ともかく初め政府が何十萬といふやうなことを言われて、だん／＼数がかわつて來ておる。私は数がかわることは別に非難もいたしません。が、ここに注意申し上げたいことは、あまり深くやる／＼と言つて官公吏を刺激して、最後では大したことがない。さういふことならば、初めから正直な数字を出されて、さうして円満に事を進められた方が政治としてはいいのじやないか、さう考へております。どうもかけ声が大きくて――二十十萬万人の整理はたいへんなことであるが、今日出された案よりも、昨年暮から本年の初めにい／＼言われた、岩本試案と言われた時代のかけ声が大きくて、いたずらに刺激し過ぎて、その間摩擦を起しておる。今回の経済九原則の實施に伴ひまして、相當強力なくさびを打たなくてはならぬと私は思ひますが、同時にその摩擦を少くして、さうして國民をして納得せしめるところの行き方をやらなくちやならぬと思ひます。その間に廻しまして、私は非常に遺憾な点があるやうに思ひますので、岩本試案からだん／＼

とかやうにかつて行きました経緯につきまして、ひとつ率直に御説明願ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 私といたしましては、この整理人員が何名になるということ提案前にいまだかつて申し上げたこと、發表したことはないのございします。ただし岩本試案といふものが御承知のやうに發表されておりました。が、これによりまして三十數萬に上ることが公表されておりました。この原則は私が踏襲いたしました整理率の原則とかわりがなかつたのであります。が、これは特別會計二割、一般會計三割といふ原則を、きわめて徐外例といふものを少くいたしまして、数字にかけ合したものを試みにこしらへ上げたために、計算通りの数が出てゐるわけですね。同じ方針でありましたけれども、やはりただいま御指摘のやうに、國會の納得を得、さらに國民の納得を得るためには、その原則を用途としてできるだけ実情に適するやうにやらなければならぬといふ見地から、い／＼各省間におきまして調査を願ひまして、その資料に基づきましてやむを得ざる例外といふものが相當出て來たのでございします。これは試験研究所方面の技術方面、さらにまた病院等におきましてさういふ例が出て参ります。また学校の諸君を持つ教職員の方におきまして、どうして原則通りに整理ができないかといふ面が出て参りました。さらにまた普通の行政官廳におきまして、きわめて小規模であつて、原則通りには抜くに抜けないといふものも出て参りました。さらにまた通信事業等におきましては、きわめて少人數の郵便局とかい

とかが、さういふ廣い意味の見地に立つた御見解を伺つておきたいと思ひます。

とかが、さういふ廣い意味の見地に立つた御見解を伺つておきたいと思ひます。

とかが、さういふ廣い意味の見地に立つた御見解を伺つておきたいと思ひます。

とかが、さういふ廣い意味の見地に立つた御見解を伺つておきたいと思ひます。

ものが非常に多いために、これも原則通りにやることは、今日の仕事をそのままにしてはわりであらうということから、例外的な率を適用することになったのでございます。そういうことのために、相当岩本試案に比べますと、岩本試案は二十七万と書かれておりましたから、それに比較いたしますと十萬近くの相違を来しておるのであります。これは岩本試案においては、おそれただいまお示しのある通に、煩瑣なる統制の事務などはこれを撤廃して解決するという段階まで見込んでおられたものと思ひますが、急速にはそうした法律の政廢もできないという実情にありますので、とりあえず今までの仕事を支障なく、しかも合理的にやつて行つてもらうのは、この程度のところがちやうどいいところだらうというふうなことで、この案が決定した次第であります。もつとも五十何万と言われる数字もよく新聞に出てゐるのを私見たのでありますが、この数字の中には地方の公務員の整理数も二十万近くが見込まれておりましたことと、さらに公園関係におきまして二割の整理というのが見込まれておりました。今回提案いたしましたところによりますと、整理数は二十六萬数千名でありますけれども、公園の退職する人員を含めると、約三十万になるのでございます。さらに地方の小学校の教員初め公務員の整理を最初の方針通りにやるおといたしますと、五十万を越える数にやほなりかと思ひます。しかしこれは午前中にも御質問があつてお答えいたしました通りに、まだ政府の方針も法律をもつてこれをやるおとすることに決定いたしておりませ

んの、そこまでは申し上げられませんが、以上申し上げました通りに、整理人員の数が減少いたしましたのは、目的は目途としてきめたけれども、でき得る限り実情に沿うようにして、そして國會、國民の御納得の行くようにという見地から、減つて来たものであることを御了承願ひたいと思ひます。

また整理される人が、今日の社会情勢でありますから、社会に解け込んで行くその難易の状態というものの、考慮できる限りは考慮すべきではないかと考へております。そういうふうなことが一般的なお考え方になるのではなからうかと思つておりますが、これが整理の基準につきましては、御承知のようにな、公務員法において人事院の示されるものとなつておりますので、私から具体的に項目をあげて御説明申し上げるわけには参らないのでございます。

とも、今回は切捨て御免という形になる。よほどこれに対しては慎重な構えをとる必要があると思ふ。それは人事院だからわしや知らぬというのでは、本多國務大臣はそれでは責任大臣として相済みぬと思ひます。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

○有田(書)委員 私行政整理される人が多いことを決して希望しません。少しでも生首の飛ぶ人が少い方が私はいいと思ひます。しかし政府のやり方を見ておきますと、行政整理をやる方が少し人気がいいと思はれると、だつと大きな数を言はれる。そんなに人を首を切られてはいかぬと言つて、へなへなになる。そこにこういふような機構の改革なり、行政整理をやるにいつての方針、確固たる信念がない。そこをいつておる。初めから少いで済むなら少い案を発表された方がいし、今言はれる郵便局がどうのとか、あるいは現業官廳がどうかといふことはわかつておるはずだ。あなたの役所は行政整理として、終戦以来さうなことをやつておる官廳だ、わかり切つたことだ。初めてさうなことを発見するわけではない。その点を私は指摘しておる。どうも今の御説明では私は納得できませんが、これ以上この問題を追究してもしかたがありませんから、この点は保留いたします。

適切な処置をとる必要があると思ふ。かようなことを私は申し立てるの
であります。

次に伺いますが、午前中成田委員からお尋ねになりましたので、くどくどしくは申しませんが、退職金の問題は、私もうっかりしておつて、現行の退職金制度を失念しておつたので、かような行政整理でなく、普通にやられるならば、どういふ基準で、どの程度もらえるかというのを簡単に明示したい。

○本多國務大臣 普通退職の場合であります。大体において一年が本俸の半箇月分というものが標準になつておるやうであります。

○農務委員 労働大臣に対して委員外の春日正一君から発言を求められておりますが、労働大臣は本会議があらうでありますから……。

○給本國務大臣 ちよつと本会議に出でず参りますから……。

○農務委員 有田君、質問を継続されんことを望みます。

○有田(農)委員 それでは大体一年を半箇月分として、それに在職年数をかける。太休さよりなことを思つておりましたが、そうすると、今回の退職金なんかは政令にゆだねられてよくわかりませんが、予算の上では三箇月、政府の原案が四箇月、最低限度四箇月というのを言われておりますが、それは従来の普通の退職金のはかにプラス・アルファとなつて行くものであるか、そうでなく、普通の三箇月とか四箇月とかというものの——他分後者だと思われませんが、プラス・アルファにはならないでしうね。

○本多國務大臣 ええ。

○有田(農)委員 そうすると私は疑問が起るのです。大体予算の三箇月分とか四箇月分ということでは、なか／＼従来通りの退職金を出ないのではないか、かように思つております。政府はこれだけの人間を整理されて、はたして今の予算でそれが出来るかどうか。もちろん在職年数の短かい若い人ばかりなら出来るであらうしようが、先ほど来私の言いますように、そういふ行き過ぎたへんばなことはやれない。少くとも適切な措置をとつて行くからには、今回の予算では従来通りの退職金も出ないのではないかと考えます。もちろん予算定員と実質定員が違ひまして、その差額から来ることなどは考えられますが、國鉄のごとき現業員ではほとんど定員を埋めておるところにおきましては、非常に困難だと私は思ひます。それに対して政府は、少くとも四箇月分を出すことの確信があるか、できるだけたくさん出してもらうか、できるだけぬえと思ひますけれども、どういふようにお考えになつていますか、これをお伺いしたい。

○本多國務大臣 実はさういふ御説明申し上げた一年を半箇月の給料として計算して行くといふのは普通退職の場合でありまして、整理の場合にはその倍額をやるといふ今までの準則があつたのであります。しかしこの準則に基づいて行政整理が行われた例がまだないのであります。この準則の精神はどいふまでも尊重して行きたいと考えております。ただいまお話のありました通りに、整理の仕方によつて金額も動くものでありますから、現在の予算で足るか足らないかも、その点から金額が違つて来るわけでありまして、ことに

運輸省の十二万人整理につきましては、ただいま計上されている予算では不足を生じて来るだらうということ、私は、私どもも考へておるのでございませう。従つて均衡予算を破壊せざるやうに、いかにして予算の範囲内でこれをなるべく多くと言われるが、その精神も同感でありまして、そういう考へで、これを盛り得るかということについて、ただいま調査中であります。これはなるべく早く、退職手当の基準に基づいて支給すれば、これだけの金額がいふやうにことをお示ししたいと思つておりますが、それまでしばらく猶予願ひたいと思つております。

○有田(農)委員 退職金の問題は、行政整理について最も重要な要素だと思ひます。この前の内閣委員会、本多國務大臣は従来の退職金のはかにその倍くらいは渡せるだらう。そうして少くとも四箇月分はやるんだ、こういう御説明があつたやうに聞いて非常に心強く感じておつたのであります。が、今聞いていますと実に心もとない。従来の普通の場合の退職金でさへ出るか出ないかわからぬやうな怪しげなことで、私この点非常に遺憾と思ひます。しかしこれはまださうおつておるわけではなく今後の問題で、少くともわれわれがここで定員法を審議しておる間に、もう退職金制度を見出してくだされば、ぜひともわれ／＼に安心させてこの定員法が通るやうに、早くこの問題を解決していただきたいと思ひます。なおこれは午前中の話だと思ひますが、増田官房長官は予算の範囲内ならば少くともいふんだ。こういうお話でありましたが、もちろん予算定員とそれから定員法の方はイコ

ルだと申し上げるのでありません。しかし予算の措置という点から言いますと、今申しましたやうに、退職金制度、つまり退職金を相当配つてもらうということ、予算の人員費の範囲内ではどういふできない。今までの慣例から見ますと、行政整理をやつた年は、むしろ財政的に苦しいのが普通なのであります。ここに今回の案に大分むりがあると思ひます。ほかのものが捻出してやるという努力があつて、そうして退職金制度をよきものにしたいという氣持を私も持つておりますが、本多國務大臣はどう考へておりますか。

○本多國務大臣 この予算の範囲内において、調整し得る限度内におきまして、できるだけ退職手当を多く支給したいという氣持においてはかわりないでございまして、どの範囲に流用ができるかという問題につきましても、私は、私も予算の性質等を十分よく承知しておらない点もあつたので、主管の大蔵大臣からひとつ聞き取りを願ひたいと思ひます。

○有田(農)委員 農林大臣が見えておりますからお尋ねしたいのでありますが、御承知の通り、今回食糧管理は食糧管理局の關係で、食糧事務所といふものがございまして。これは三万何千人という人が全国的に配置されている。御承知の通りこの食糧管理事務所の仕事は、相当重要な仕事でありまして、いわゆる検査のごときも相当適切にやらなくてはならぬ。ことに早場米の供出の検査が十分に行かないと、乾燥しない米が出たりしてすいぶん困ることがあります。この食糧事務所に対する減員というものは、おそらく特

別の考慮が拂われておると思ひますけれども、どの程度の減員であるか、その点をお聞きしたい。

○農務大臣 お答えいたします。食糧事務所に対しては、出先機関として二割の減員が原則になつておるのであります。御承知の通り食糧事務所の仕事は、最も複雑な、しかも農業者と密接な關係のある仕事でありまして、その事務の複雑さと、迅速を要することは、他の出先事務所とは非常に違つておるのであります。でき得るだけこつこつ第一線におきましては整理の人員を少くしたい、かように考へておるのであります。現在食糧事務所として取扱つております事務の中には、相当複雑な仕事が増えられておるのであります。そういう方面における事務を簡素化したことも考えましても、今回の整理をできるだけ少くするといふことと相まつて、食糧事務所の機能の障害にならないやうにいたしたい。かように考へておるのであります。なお御承知の通り、今回の定員法によりまして、こつこつ外局が独立した定員数が定められるのであります。これが本省に一括されておりますと、事務の簡素化によりまして、その間にいくらかの融通性があるのであります。しかし今回は食糧、林野、水産廳という外局がおの／＼独立して定員数が定められますので、その融通性が欠けておるわけなのであります。しかし今回一方に資料調整事務所の事務を簡素化したしまして、ある程度までこれを地方に委譲し、どうしても地方公共団体の自治体に委譲し得ない部面は、食糧事務所において人員を配置して、委譲し得ない事務を当分取扱わす

なものはどん／＼減られることはよろしいが、積極的に國民のためによいものはどん／＼ふやされて、よいものを認めて行かなければならぬ。消極的に二割のものを一割五分というように少し緩和される程度でなく、必要面はやはりどん／＼ふやされてよいと私は思う。かような点において相当この案に対しては遺憾な点を持つておる。ことに失業対策、労働大臣がおいでになれば、その点をお伺いしたいのです。

○森國務大臣　食糧關係の整理につきましては、今有田さんにお答えいたしました氣持をもつて進んで行くつもりであるのでありますが、決して欠配あるいは遅配というようなことは、食糧調整事務所の仕事にももちろん關係して参りますけれども、その責任に立つております配給公團としての事務の取扱いに似たような關係を持つておるわけでありますから、食糧公團と協力して食糧調整事務所におきまして、公

ぬといつたような御質問もある。これは小さい例ですが、私たちが宿泊しております赤坂議員宿舎なんか見ますと、とんでもない大きな樹木を何本も集めて来て植えておる。それは必要でしよるが、それからコンクリートがごろごろ値上りしておるのに、爆弾が落ちてでも破れぬような舗装工事をどンドンやつて、莫大な費用のかかる工事ができ上りました。またそこは相当上いところなので、にわかには壁なんか

初めて國民大衆が納得して、政府に協力する。しかしさうなことがなされなくて、今のような御説明では、國民大衆が納得しないのは当然であつて、従つて私たち國會議員といたしましては、與黨の方々にはお氣の毒ではございますが、いろいろな角度からやむを得ずいろいろな点を質問しなければならぬということ、この際深く御了承願ひたいと思ひます。その問題はそ

物價廳の方では、八百五十八人の人がおる。そうもて重複したような經濟調査廳では、調査官を合わせますと七千二百十九人という龐大な、しかもこの中には調査官だけで二千人からの二級官、こういつたような状況はもう少し納得の行くように説明してもらわなければならぬ。また一方通商産業省なんかは、私がさつき言つた中小企業廳においてはたつた九十四人、話にならぬ。このような定員法を出しておる。これ

しては、最初の過程におきましては、これは大抵減じないというよりな考え方でそう申しましたものと存じますが、その後経済調査廳もまた三割減することになりましたので、こういうことに相なりました。

○木村(義)委員 そういたしますと、三千五百人を超えてはならぬというのを、三割減してやるということになると、これはやはり書き方をかえて、三割減したものを書いて、それを超えてはいかぬと書かぬと、つじつまが合わないのじやありませんか。

○青木(義)大臣 そういふ規定はいらないと存じます。

○木村(義)委員 それじやこれは保留しておきますよう。

労働大臣がお見えになつたから、さつきの労働委員會の問題ですが、どうもまだ納得行かぬのは、労働委員會の性格は一つもかわつていない、ただ事務的な点をうまく処理するために外局とした。こういう政府委員の方の御説明であつたのですが、労働委員會の性格もかわつておるのではしう。かわつていないというのはおかしいと思う。

○鈴木(義)大臣 労働委員會の、独立して機能するといふ立場はかわつておらないと思ひます。

○木村(義)委員 今度は経済調査廳ですが、これは人数の問題ではなく、改正が出まして、隠匿物資の調査、供出などとなつたのですが、最初から性格が大分かわつたようですが、これは経済安定本部の外局なんかやめて、経済警察の方へ肩がわりさせた方が体裁がよいではないですか。

○青木(義)大臣 もちろんこれは体裁がつくわけではございませんので、

國の経済秩序を維持して行くという意味でこれができておりますので、今ただちにそういうようなことを仰せられても、さういふことを私が了解するわけには参りません。

○木村(義)委員 いろいろな今度の改正法案やそれから定員の状況を見ますと、どうも合点が行かぬ。と申しますのは、この前通商省の通商監というものの問題をやつたのですが、これもほんとうは説いたと思うのです。どうもこれは合点の行かぬ点がたくさんできて来て、何だかまるで戦争中の特権官僚が今度の機構改革に便乗して出て来たような感じがあつた。こつちにあるのです。これは凄然とした話ですけれども、あるのです。そこでさつき私が資料を要求いたしましたように、もう少し具体的にこれはどんなふうな任務をやつてこつちになるかというのを個々に御説明を願ひたいと思ひます。特に中央経済調査廳の場合、今日になつてまだ隠匿物資の調査摘発などが要求されるまでに、終戦後四年もたつていふ、隠匿物資がふえたといふ感じを受ける。今年くらいになれば、そんな情報がかかりにあつたらもう削つてもよいくらいに段階にある。これはたれが見ても常識だと思ひます。これがまた強化されたことになると、日本には隠匿物資はたくさんあるといふ感じを持つ。かような御解釈を安本長官はお持ちでありますか。

○青木(義)大臣 これは木村委員がおつしやいますけれども、隠匿物資のみのためにこれがあるわけではないのであります。なお経済統制のもとにおいては、その他の遊休物資等いろいろ

るなもので、うまく配給面へまわつて参らないようなものができて参ります。いろいろな経済調整をいたしておりますから、そういうことのために、かかるような機関がなければ、その目的を貫徹することができないので、ここにあるわけでございます。

○木村(義)委員 そうしますと、今年になつてにわかになつたからやらなければならぬというわけではないわけですか。しかしそういうことをやらなければならぬといふことであらばまだだたさんある、こつちうわけではしう。ないものを新しく設ける必要はない。

○青木(義)大臣 もう一ぺん木村さんに補足してお答えを申し上げておきます。ただいま中央経済調査廳あたりで取扱つておりますのは、こつちう項目のものであります。われわれが大體わけておりますのは、不正保有物資、それから過剰物資、所有者不明物資、長期遊休物資、あなたのおつしやる旧軍関係不正放出物資及びその他の物資、こつちうことになつております。そのパーセンテージも大體出ておりますが、こつちうものを取扱つておるわけでございます。

○木村(義)委員 そうしますと去年の八月一日に足元いたしました、その後調査の結果、さういふものがあるといふ基礎的なものをつつて、今年からいふ、拍車をかけて調査摘発をやる、その改正の要点が出て来る、こつちういふことになるでしう。

○青木(義)大臣 決してそれが改正の要点というわけではございません。これは御承知の通りに、行政整理ということに第一の点が置かれております。

○木村(義)委員 これはついでだからお尋ねいたしますが、公務員の宿舎に關する法律が出て、首を切られた者が追ひ出されることになつたさうですが、まことに勇敢なことをお始めなさるわけですか。退職金もやらぬで出て行けといふわけではしう、行くところもない、これを強力で追ひ出して路頭に迷わすといふような御方針のもとに今後おやりになるのでありますか、承つておかぬとちよつとぐあいが悪いから伺ひたい。

○本多(義)大臣 私もその問題について記憶はあつたのでございますが、その詳細については責任大臣からお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○木村(義)委員 そうすると本多さんの方は首切の方が専門で、あとのこと人は人がやる、こつちうことになつたわけですか。これは本多さんの方が首を切つて大蔵省の方が追出し役、首切り係や追出し係がそれ、分掌しておやりになるわけですね。

○小澤(義)大臣 その問題は大体において職員に限つて住宅をやるのですから、職員といふ身分がなくなれば、原則として出てもらふのはあたりまえです。しかしながらごなたかの御意見もありましたが、今回大蔵に整理する場合において、特に家庭の事情とかあるいはその人の事情を考慮して、何箇月間こつちうこととは、新たに政府で考へる氣はないかといふ御質問があつたのであります。これは傾聴に値する議論でありますから、それは相当考慮いたしたいと思ひます。

○木村(義)委員 これはむしろ職員だといふことによつて入つて参ります、職員をやめたからといつて人間をやめたわけではありません、やはり住居権はあるわけでありまして。

○小澤(義)大臣 どうも木村君の質問は変だと思ひます。人間をやめたとはたれも言ひません。これは人間全部の住宅ではないのです。公務員に限つて入る宿舎ですから、人間たれでも入つてよいといふわけのものではないのであります。さういふ質問はしないでもらひたい。

○木村(義)委員 それくらのことはわかつております。しかし公務員だから入れてやつた、今度お前は職員でないから出て行けといふことになるわけではしう。しかしそれは雇つてその宿舎へ居住権を與えたのですから、今度越料をやる以上は、宿舎をやるとか引越料をやるとか、何かの救済方法を考へなければならぬ。單に追ひ出すのはこれはいかぬことになつた。首切られて減るから、あいたところは購買か何かによつてやみで賣るのですか。

○小澤(義)大臣 それは住宅といふのは職員全部が入つてゐるわけではございませんで、ごく一部です。ですから三割、四割あつた場合は、新しい職員を入れることになつたから、競賣などしませんが、また今言ふようにたゞ運用の面において相当考慮すべきだといふ議論は、傾聴すべきものである、こつちうのだからわかつておる。

○成田(義)委員 今の問題に關連して申し上げて、解雇になつた者に対して宿舎の設備について考慮してもらひたいといふことを申し上げた。先ほど大臣は何か考へようといふことを答へられましたが、今木村さんのお話になつておる点は、今度二箇月の予告期間

を置いて出すということになつております。今度十七万人の者が追出しをくらうわけですから、そういう点について行政整理に關連して、ぜひとも政府としては宿舎その他の厚生施設について、退職者についても便宜な取扱ひをやつてもらいたい、そういうことをお願いするわけです。

○小澤國務大臣 今申し上げました通り、その点は非常に傾聴すべき御議論でありますから、政府は十分考慮いたします。しかし今ただちにこれを何箇月だけ猶予するということは答弁できないことを御了承願います。

○有田(三)委員 今回の行政整理で一番大事なこととは、首を切られる人の身になつてみることが、非常に大事なことである。おそろく閣議の中でも、首を切られる人の味方になつて努力してもらひたい、私は労働大臣だと考えます。そこで行政整理をめぐりまして、私は基本的に相當の疑問を持つのであります。現実問題として一番大事なこととは、退職金問題と失業対策問題であります。普通の場合ならば、退職金は半箇月分在職年数をかけた退職金をもらふのですが、従來の例に

よりまると、かような大きな行政整理をやるときには、普通の場合のほかに特別の手当をもらつておつたのであります。今回は普通の手当さえあふない、あるいはそれは政府の努力によつて、普通の手当はもちろんだけで、その手当を出さうが、それ以上の特別であつたのであります。労働大臣はこの辺のことにつきまして、特別の努力を拂つてくださると思ひますが、いかなる確信を持つて臨まれておる

か、所見をお伺ひしたい。

○鈴木國務大臣 ただいまの点につきましては、おそろく實際の側面から本多國務大臣から、その後の推移、現狀等についてお答えがあつたことと思ひますが、御指摘の通り、労働大臣といひましては、誠、不敏にかかわらず、その立場上、整理される人たちの退職金の問題についても、あるいは失業救済の問題についても、できる限りの奮闘をすることが當然の立場であり、微力であるかどうかという問題は別として、そういう立場において働いておるつもりであります。今御指摘になりました退職金の問題は、政府全体の考え方として、労働大臣ももちろんその方でありますが、普通の場合よりは特殊の扱いをし、できる限り有利な形で措置をするというような考えのもとに進んで参りましたし、私からもそのことは、しばしば閣議においても閣僚の方々に切にお願い申したところでありました。この問題の實際の数字その他は、なお別の方式によつて決定することと思ひますけれども、御指摘のような線に沿つて、整理される人たちの立場を考えて、労働大臣としては極力措置したいと存じております。

○有田(三)委員 退職金の問題につきましましては、本多國務大臣からも、今後大いに努力して、この委員会の開催中にその結果をお示しするところまで行くのだらう、こういうお言葉をいただいたのであります。もちろん閣僚の諸公は、この問題に対して全力を盡されると思ひますが、ことに労働大臣は、この首切られる人の身になつて、少くとも従來の慣例であるところの一般の退職

金のほかに、特別の手当ぐらゐが出るところあたりまで、ぜひひとつ持つて行つていただきたい。と申しますのは、今回の行政整理は特別が設けられまして、自分の意思に反しても不服も何と言えないのです。退職金は普通の退職金で、政府の意圖によつて切捨て御免ということでは相済まない。少くとも、財政困難の折柄とはいへ、この多数の人に一々不服の訴えをさせることは、これは事実上困難でありまして、それが、それにかかわるべき一つの氣持の現われとしては、特別な手当でもより多く出すということが、私は政府としてはぜひやるべき措置であると考えます。一層の御努力をお願いしておきます。

次に、十七万何がしという人が、現実の問題として六月から九月の間に首になるわけでありまして、多少の退職金にもらうにしましても、もうすぐこれらの退職者に対して新たな職を見出すことが大切だと思ひます。先ほど拙論としましては、あるいは公共事業の方に吸収したらいいというようないろいろな話を聞きますが、それのもちろんけつこうであります。今までの公務員から首切られる人が、ただちに筋肉労働としてそういう土木事業をやつて行けるかどうかということも、現実問題として相當困難な問題であります。また今日住宅難の折柄、家族と離れて他の地に行くということは、これまたなかなかむずかしい問題が多々あると思ひます。少くともこの十七万人の人々に対して、適切な、大きな意味の配置轉換をやつて行つて、そして失望しないで、明るい氣持を持つて、より以上日本再建のために努力させる

ように仕向けることが、今日最も緊要なことであると思ひます。もう少し具体的に労働大臣のお考えをこの際確答していただいて、首を切られる人も、まず不平ながら安心して新たに職を求めるといふ一つの希望を與えて、かようなことを円滑に進めることが必要じやないかと思ひます。ぜひひとつ具体案を御説明願ひたい。

○鈴木國務大臣 御指摘の通り、行政整理から出て来るところの失業される方たちは、たとへば先ほど申しましたような電源の開拓とか、山間の道路改修とかいうような方面に仕事はありまして、体質上または習性上、特に今も御指摘のありました住宅の關係から、机上でもつて数字を合せた通り、それがただちに移動されてしまふ行くものとは思ひません。できる限り現在の住居に入つておつてやり得るという仕事を考えるのが適當だと思ひます。必ずしも十七万人の人々に対して、全部その事業へ轉換できるかというところは、きわめて困難でありますけれども、考えの根本といたしましては、最終的には國民經濟の新しい雇用に吸収されて終るのでなければ、失業問題は解決しないのであります。そこで一々詳しい数字を申し上げる時間がありませんが、これはしばしば申し上げた数字でありますけれども、安本あるいは商工省方面とも一緒になつて計算した結果、きわめてラフな数字ではありますけれども、大体二十万人程度の貿易産業方面これは今計画している貿易事業が、予定通り五、六億ドルの輸出にまで達し得れば、二十万人程度の新しい雇用というものは、直接の貿易あるいはその衛星産業において吸

収されるのではないかと考えております。それから、來年度におきましては、これは九十万人というものは、これは貿易だけをさしているわけではありませぬけれども、そういう方面に吸収されると思ひます。数字自体は多少ラフな点があるかもしれませんが、行政整理から出て来るところの失業業者は、大体こういうた事務的方面、しかもそれは比較的都會を中心とした營業が多いと思ひますので、こういう方面に最後的には吸収して行く方途をとることが安当じやないかと思つております。それとどういふふうにつけるかという計画に對しましては、最終的に出て来るところの安本その他の計画とも結び合せて、大体そういう方向をとるのが安当じやないかと考えております。しかしそこまで至る時間的のずれというものがあるはずであります。これは先ほど申しました緊急対策事業の中の――これは昨年からやつております。その事業も大体四つの項目にわかれておるのであります。その中の一つは、知識階級の失業対策事業というものが今年に始まつたのではなくして、前から始まつておつて、さつきの八億數百萬円の中に大きな部門として入つております。ここを拡充いたしまして、新しい産業に對するところの調査、都市計画に對する調査、それから官廳方面においても整理はいたしますけれども、時間的に經常的ではないが、その前後における調査というふうな仕事は相當ありますので、そういうた事業、それから著しい重労働ではない筋肉的な事業をも織りませまして、緊急失業対策の中の大きな部門として、こういう人たちに向く

よりな事業の部門というものを拡大し
て行きたい、そういうふうな考えてお
るわけでありませう。直接的、段階的
はその方式によつて極力今申しました
退職金の問題とも一緒にいたしまし
て、ある時間的のずれの段階を措置し
て行く、そして最終的には、今申し
ました貿易産業その他の方面における
新しい雇用面に、これらの優秀な人た
ちを向けてやつて行きたい、こういう
ふうに大体的な考え方としては考えてお
るつもりであります。いずれにいたし
ましても、御指摘のように行政整理に
よつて出て来る人たちに對しまして
は、一つは非常に自分自身の意思に關
係のない形で出て来る、もう一つは公
務員の中にも年をとつた人や病氣の人
もあるでしょうけれども、仕事のできる
優秀な人という面をも考慮いたしまし
て、最も力を入れて参りたいと考えて
おります。

○有田(農)委員 労働大臣のおつしや
ることはなるほど一應筋が立つのであ
ります。たとえば住宅問題まで考え
て、都市付近で何とか就業の道を講じ
ようという／＼お考えになることはけ
つこうです。しかし問題はもうすでに
現実問題です。もう六月から首を切ら
なければならぬ。退職金を幾らもら
うか知りませんが、とにかく退職金が
そんなにたくさん出るはずはない。何
よりも大事なことはやめる人に一つの
安心感を與えることが私は大事だと思
う。ここにいわゆるすてばちの氣持に
なつて行かれますという、日本のた
めにも非常な損だ。少くとも多年の
間、あるいは年数は短かいにしても
も、國民の公僕として公務員として勤
めた人、この人が行政整理の犠牲とな

つて職を失う、それに対して具体的に
こういう職があるからと、おおよそだれ
が聞いてもなるほどというところまで
行かないと、これは相当大問題で、社
会不安が起るものであります。輸出產
業が勃興するからいいとおつしやいま
すが、そう簡単に机上計画通りに行く
ものではないとせん。今日の産業界、經
済界を見てみましても、やはりややも
するとデフレ傾向は強いのです。相当
日本の生産は行き詰まる狀況が来るお
それが多にあるのです。もちろん勞
働大臣は眞剣にお考えくださつておる
と思ひますけれども、もつと眞剣に、
そして國內全体の強き力をもつて、
この失業対策について万遺憾なきを期
せられんことを重ねて切望いたしま
す。

○柳澤委員 私はこの與えられた定員
法案の内容につきまして、ごく簡単に
一、二の点を御質問申し上げたい。本
案は國家行政組織法の第十九條に基
く、いわゆる法律でこれを定めるとい
うことに該当するのでありますが、い
かがでございませうか。
○本多國務大臣 御指摘の通りだと思
ひます。
○柳澤委員 もしそぐだいたしますと、
第十九條は定員を別の法律で定め
るといふことを規定しておりますの
で、この第一條には「この法律にお
いて行政機関とは云々」という行政機
関の定義が大分長く載つておるのでござ
います。それは國家行政組織法の第
三條の二項ですでに定義してあること
でありまして、もし十九條にいう法律
がこれに該当するといひますれば、
当然この基本をなすところの國家行政
組織法の三條の二が、ちやうどこの一

條の前半に該当するように思われるの
でありますから、この定員法の中には
行政機関の定義はあげなくともよろし
いのではないかと、むしろあげることが
おかしいのではないでしやうか。私は
この法律の第一條は「この法律にお
いて職員とは……」と直接こう行かなく
てはうまい。國家行政組織法第三
條の二に、國の行政機関は云々とい
う定義をあげてあります。これで十分で
ある。またしかもその言葉の用い方
も、まるで國家行政組織法とは違つて
來ておる。同じ内容を意味するかもし
れませんが、法律の定義といひまし
て基本に掲げられておる方の、國家行
政組織法の規定に言う文章と、この定
員法に同じことを言ひ直した文章とが
非常に違つておる。意味はやや同一の
ようでありませうけれども、かようなこ
とではやはり一國の法律としてはお
もしろくないのではないかと。私は、この
定員法が十九條のいわゆる法律である
ならば、ここに定めるものは、定義を
あげる必要はもろろんありますが、そ
れは職員の定義だけでよろしい。かよ
うに考えられるのですが、政府にお
いてはかかる御意見でございませう
か。むしろこれは御訂正あつてしかる
べきかと思ひますが……
○本多國務大臣 これは定員法の内容
を明瞭ならしむるために設けた趣旨で
あると思ひます。なおただいま御指摘
の條文等の關係につきましては、政府
委員から説明いたさせます。

○本多國務大臣 一つは法律を見まし
て、そこに表れてゐる言葉で、どう
いう範圍のことを前提として法律が組
まれておるかというところは、第一條、
第二條とごらんになることによつては
つきりするのであります。行政機関
あるいは職員といへば、この行政組織
法の規定の部分参照すれば当然わか
るわけでありませうけれども、この定員
法を一貫してごらんになる場合に、こ
こでこのことが明確になつてゐるとい
うことは、かえつて私は法律の内容を
明らかにするに便利ではないかと考え
ております。
○柳澤委員 そういふお考えは、先輩
であり、かつ法律を學んだ本多國務大
臣のお答えとしては、はなはだしく受
けにくい。なぜかという、法律が
これであるといふことになれば、十九
條のいわば原則となるのであります。か
ら、國家行政組織法とは全然離れて、
また別の定義を與えるといふことはこ
れはもう普通の今までの法律体系にな
いことと存じます。そんなことをして
おつたならば、どの法律にも、基本の
法律と、またそでないものとを、い
つものいづれ入れかえて、くどい定義を
あげ直さなければならぬ。しかも文
章が基本の行政組織法とは違つた文章を
使つておるのであります。どちらがは
んとするか。これでは國民は解釈に苦し
む。むしろ一本建がほんとうだと思
ひます。これだけ見ればとおつしやいま
すけれども、この法律は國家行政組織
法の十九條による法律だと先ほど來お
つしやつてゐる、またそであること
は明瞭であらうと思ひます。従いまし
て、どうもこれは私は重複といふより
も、非常にまざらわしいことであると
考えます。なおこれ以上御答弁をいた
だくのもどうかと思ひますし、この程
度でけつこうであります。ただ私は
そういうことをもし御研究願へるなら

ば仕合せだと思ひます。

第二点としてもう一つお尋ねしたいのは、附則の十一項は、先ほど来いろいろの御議論のあつたところでありまして、私はもつぱらこの規定の上から、これが通過いたしますと、ただちに施行される関係上お尋ねいたします。一退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、という事で限定されておるのであります。この文章から行きますと、これは二十四年度の予算を意味するのではないかと思ひますが、まだ本年度は相対將來もございまして、つまり既定予算のみの意味でございまいしうか、あるいは本年度の追加予算も含まれる意味でございまいしうか、それをばつきり伺ひたいと思ひます。

○本多國務大臣 二十四年度予算はただいまきまつたものがございまして、現段階においてはその予算の範囲内でありまして、二十四年度予算がかわつて行けば、かわつたその予算と解釈して行くべきだろふと思ひます。

○柳澤委員 そうすると、ただいま御制定になられる法律が、先に追加されるかもしれないものを意味する、予算が変更されれば当然それに伴うという意味なんぞございまいしうか。

○本多國務大臣 どの関係から追加予算が出て変更されるかわかりませんが、その変更した予算はこれに該当しないものという考えではないのでありまして、二十四年度予算が変更したから、変更したそれが二十四年度予算でありますから、そういう解釈で行くべきではないかと思ひます。

○柳澤委員 それでこの條項の意味はわかりましたが、この定員法に定められた人員の整理をするときの手当は、昭和二十四年度内に全部御支給のお見込でございまいしうか。

○本多國務大臣 当然そうなると思ひます。

○柳澤委員 恩給法あるいは労働基準法によつて、手当のいろいろな率や金額が定められておりますが、かように今年度の予算のわくが限定されておりましたも、それが追加予算をも含めた意味だということになりますと、現在の恩給法その他の金額から割出して行くと、予算と相当不一致、不合理を來すのではないかとと思ひます。びつたりと盛り込まれてはいないものでありますから、この退職手当については、追加予算をすてに御予定というまででなくとも、お見込みでもおありでございまいしうか。

○本多國務大臣 その点は、追加予算を考慮しない、二十四年度の予算の範囲内においてという意味であります。従つて退職手当の基準等が決定いたしました、それを実行して行く段階において予算の調整を行わなければならぬと思ひますが、その予算の流用等につきましても、どの範囲に流用をしなければ執行に支障を生ずるかという問題につきましても、ただいま検討中でございます。

○柳澤委員 そうすると、この十一項の規定は他の恩給法その他の基準と、追加予算を含まない意味とすれば、当然不一致を來しますが、結局この條項によりまして、他の法律、すなわち恩給法その他に定められる率、金額等に対しては、法律上の効力を改変する効力をこの規定で持つことになるのであります。

○本多國務大臣 ただいまの方針といひましては、恩給法に基く金額は変更しない、それとにらみ合して退職手当の基準をきめて行く、こういう考え方に立脚しております。また最後のなものに至つておりませんから、確定的なことは申し上げられませんが、おおよそそういう趣旨でございまして、一時恩給等を十五箇月とか二十箇月、あるいはそれ以上も支給されるという立場にある人には、この退職手当の率をきめて行きたいという方針でございまして。

○柳澤委員 御趣旨はよくわかるのですが、それでは不合理を來しはせぬかと思ひのは、先ほど追加予算を含まないお考えであるというものでありましたが、結局既定予算の御趣旨かと思ひますが、しかも今のお話ですと、恩給法その他の條章はこれを變更しない、現行の率で行こうというお考えであるとする、どうも現行の率で行くと現在通過された予算では、いかによくその操作をいたしまして、それに一致することはあり得ないじやないかと心配されるのですが、その点のお見込みはいかがでありますか。

○本多國務大臣 これはどの範圍に予算の移用を認めるかという問題だと思ひます。予算の移用さある程度調節できますならば、年度内の予算が膨大なものになりまして、退職手当の支給に困るようなことはなからうと思ひますが、おのずから予算というものの性質上移用には限界があるやうと思ひるのでございまして、予算等の問題については、どうかひとつ大蔵大臣に事情をお聞き取り願ひたいと思ひます。

○柳澤委員 先ほど地方公務員の問題がちよつと話に出たわけですが、地方公務員の中で補助費という形でもつてこの予算に盛つてあります。うち、小学校の教員の問題です。これに對しては、今まで地方に流布されていく問題は、定員法がやはりきまる、このうりやうに言われておるので、大方それのつとつて、地方では教員の職官という問題が論議されているわけですが、この際政府として定員法の問題は、これと同等に取扱われないで、實質的にはさうであるけれども、形式的には隠されてしまふというやうな形にするのかどうか、それをお聞きしたい。

○本多國務大臣 ただいま地方公務員の定員について法律で制定するということにつきましては、政府はさうな方向に今まだ行つておりません。それから補助金等によつて支弁されている小学校の教員、中学校の教員、こういう人たちに對する予算におきまして、小学校教員について約一割ぐらゐの削減が行われていると思ひます。それはしかし必ずしも今回の行政整理の方針に基く整理率ということではないのであります。これは政府の方針に準じて地方でも整理をしてもらいたいという政府としての希望を持つておりますので、その趣旨に従つて各地方におきまして、それ／＼整理方針を定めてやつていただけるものではないかと考へております。

○小林信實委員 ところが中、小学校の教員は、義務制という今までの慣習から、一應國家の、文部省のいろいろの支配下にあるやうな形で來たわけですから、従つて今度の定員法というものも、大體地方の要請を受けて地方で実施するという形ではなくて、文部省で一應定員法を設定して、これに拘束されるのが事實じやないですか。

○本多國務大臣 これは予算決定の際に賃金ベースを押さへまして、予算の総額を一割なら一割ということをする際には、もちろんさうしたことが大體において予定されて行われるものだと思います。本年の予算においても、一割だけは削減されていると思ひます。しかしこれは今回御提議いたしておりますこの定員法の制定と、何か法律的な關係を持つたものであるかと申しますと、これは關係のないものでございまして。

○小林信實委員 それで今もその予算の問題が出たから、ちよつと國務大臣の御意見を承りたいのですが、あらゆる行政整理の根本方針として、経済的な問題がその中心である。しかし能率というものを下げるということは考へない、こういうふうにいふても言われて來たわけですが、教育においてもさういふやうなことが成立つかどうか。この際國務大臣のお考えをお聞きしたい。

○本多國務大臣 これは小学校の教師に對して一割程度の削減をしても、今日の狀態から考へまして、教育に支障なしという結論に達して行かれたものと思ひます。

○小林信實委員 地方の小、中学校の問題については、もつと専門的な文部大臣の御答弁で検討したいと思ひます。

が、本省におきましても、大学あたりの人員を整理するのには、たしてそれらのことが可能であるかどうか、簡単に生徒数が何人あるから、それを一学級大体何人くらいに構成すればいい、そういう数で割つて、教員数を決定するわけですか。大学あたりは、学科別、課目別に生徒数というものは非常にまちまちであるわけですが、そういうものがはたして構成できる確信があるかどうか。

○本多國務大臣 たいまお話の通りでありまして、学校全体を考えますと、非常にその学校の学科等の関係でむずかしくなつて参ります。従つて國立の大学等における講座を受持つ教授等については例外を認めて、今回のこれにもほとんど講座を担当している人は縮減できなかつたのでございます。私が先ほど一割程度の予算減が行われているであらうと申し上げましたのは、小学校の教師についてでありまして、これは従来約五十万人の生徒に対して、一・五の先生が配付されていたと聞いておりますが、それを一割減じまして一・三五、こういうふうになつたと思つております。この程度で行くことは支障なくできるといふ、もちろん文部省の調査の結果行われたものと思つております。

○小林(信)委員 大体本省関係の直轄の学校の教員については、あまり出血はない、こういうふうな御方針でありますから、これはとにかくとして、今の地方においても教育は可能である、そして従来一・五であつたものを一・三五にしたので、一学級に対して一・三五あれば、それは教育の能率といふものは阻害されない、このようにおつしや

られるのであります。その点問題は多いわけですが、これは國務大臣にお聞きしてもちよつと見当はずれになると思ひますから、重点的にひとつお考えをお聞きたい。新たに社会教育法といふものが出されたことは、一つは社会教育の面が非常に重視されておると言えると思ひます。事実一般道義の問題にしましても、あるいはこれから経済安定をするといふことは、法的な措置だけでもつて可能でなく、これをほんとうに國民の各自が生かすことによつて可能なんです。それがやはり教育の力でなければならぬわけですね。こうした点から考えても、教育といふものは現状において十分でなく、もつともつと振興させなければならぬ状態にある。ただ学校教育が可能というやうなことでなく、相当小学校の教員といふものは、地方においては社会教育の面に使われている。そういうやうな社会教育の面からしてもまた学校の事情からしても、決して國務大臣の考へてい

るやうな可能だといふことは言えないと思ひますが、そういう点について國務大臣として、はたして具体的なものをお持ちになつておられるかどうかからぬですが、一・三五といふものは簡単にすぐそれが学級担当になるわけではなくて、文部省の設置法案を見ると、あの中には児童生徒の保健衛生の面で養護指導といふものがあります。あれは学級を担当しない。ところがあれも一・三五の中に入つておる。それからこれは労働法で保障されておるところの産前産後の女の先生方の休暇といふものが認められておるわけですね。そういうものも補助する教員がなければならぬ。それから再教育といふもの

が重要視されておるわけですが、そういうものの余剰人員を見なければならぬ。それだから一・三五といふものがすぐに一学級に割当てられるといふことは言えないと思ひます。今文部省の中央の直轄学校においてその特殊事情といふものを認めたと同じやうに、やはり地方にも一律に行かない点があると思ひます。一律に生徒数五十で割つて教員数を出すといふことは、都市においてはやや可能ですが、これが山間僻地の町村の多い府縣へ行くと、非常に許され

ない面がたくさん出て来るわけですね。そういう点においてもはたして可能かどうか御意見を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 地方の学校教職員、さらに一般公務員につきましても、いかにして政府の方針に準ずる行政整理を推進するかといふことについて目下研究中であります。ただいまの御指摘になりましたやうな点については、十分研究、調査を遂げまして、実情に沿うやうに推進したいと考えております。

○齋藤委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○齋藤委員長 それでは速記をとつてください。

内閣法の一部を改正する法律案、國立世論調査所設置法案について討論採決に入ります。

まず内閣法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

○木村(榮)委員 簡単ですが、これは反対です。といふのは今までより以上に特権官僚の機構を強化するといふこととあります。副官房長官とか、副長官とかを二人置くとかいふことで、む

やみに長官々々といふやうな名前をこしらへるやうな、まことにもつて官僚機構を強化する法案だから反対するのです。

○小川原委員 私は民自党を代表いたしまして、原案に賛成するものであります。

○成田委員 内閣法の一部を改正する法律案には反対である。

○有田(善)委員 民自党を代表いたしまして、内閣法の一部を改正する法律案に賛成いたします。

○鈴木(幹)委員 本案に賛成いたします。

○齋藤委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。内閣法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数であります。これでこの法案は可決であります。

○齋藤委員長 次に國立世論調査所設置法案について討論に入ります。

○成田委員 日本社会党としては反対申します。

○木村(榮)委員 日本共産党も反対ですが、反対の理由を簡単に申し上げます。と申しますのは、きのうの質問でもわかつたやうに、これはむしろ統計の方でやるべきことである。それをこのやうな調査所をこしらへてやり、一般統計の方はいかにせんことをして、だん／＼縮小して行く。このねらいは戦争中の情報局のやうなものを再出させるための基礎的工作である。その証拠には、たとえばきのうも言つたのですが、第四條において「他から委託された世論の調査を行う」といふことで、民主的という言葉を採用しな

がら、法の内部においてこれを巧みにのがれておる。だからこれは特定の官僚によつてかつて世論といふものをこしらえて、ゆがんだ世論といふものを押しつけようといふ陰謀がちゃんと現われておる。従つて世論によつて文筆の上においては、特定の者を援助しないなど書いておりますが、その裏には今言つたやうに巧みに援助するやうなことをこしらへてある。またあるいはさつき申し上げましたやうに、戦争中の情報局が果たしたやうな役割を再現しようとするものであつて、民自党吉田内閣のフアッシュの一つの現われであるといふ点から反対であります。

○小川原委員 私は民自党を代表いたしまして一言申し上げたいと思ひます。あります。ただいま共産党の方がおつじやられましたが、決してそんな意味のものはないので、われ／＼は民主國家として完璧を期そうとする第一歩といたしまして、このことから始めたいとかやうに考えまして、本案に賛意を表する次第であります。

○有田(善)委員 私は民自党を代表いたしまして、本案に賛成いたします。ただこの法案に書いてありますことと、國立世論調査所は政党政派を超越したものであります。政党に利用せられざるやうにといふことが明記してあります。その趣旨を貫徹させるやうに運用せられんことを切望いたしまして、本案に賛成いたします。

○鈴木(幹)委員 民自党を代表いたしまして、私は希望意見を付して賛成いたします。私は希望意見を付して賛成いたしたいと思ひます。世論調査のごとき事業は、従来あります官僚の組織をもつていたしましては、完全なる目的を達することはなか／＼困難である

がら、法の内部においてこれを巧みにのがれておる。だからこれは特定の官僚によつてかつて世論といふものをこしらえて、ゆがんだ世論といふものを押しつけようといふ陰謀がちゃんと現われておる。従つて世論によつて文筆の上においては、特定の者を援助しないなど書いておりますが、その裏には今言つたやうに巧みに援助するやうなことをこしらへてある。またあるいはさつき申し上げましたやうに、戦争中の情報局が果たしたやうな役割を再現しようとするものであつて、民自党吉田内閣のフアッシュの一つの現われであるといふ点から反対であります。

と考へるのであります。従つてこの世論調査所のごとき機構を十分に所期の目的を達成するためには、その運用組織におきまして格段の留意をいたさなければならぬ。かように考へる次第でありまして、さうなことを政府におかれましては特に御留意の上、この組織運営にあつて考慮をいただきますことを條件にいたしまして、賛成いたしたいと思ひます。

○賛成委員 討論はこれにて終局いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○賛成委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○賛成委員 それでは速記を始めてください。

本日はこれで散会いたします。明日はまた十時からお集まり願ひます。午後六時二十三分散会

〔参照〕

内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
國立世論調査所設置法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕